

目 次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 改定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の構成	6
第2章 周南市の目指す環境像と基本方針	9
第1節 周南市の目指す環境像	10
第2節 基本方針と基本施策	11
第3章 基本施策	13
第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現	14
第2節 循環型社会の形成	28
第3節 生物多様性の保全	40
第4節 人づくり・地域づくりの推進	48
第5節 大気・水環境などの保全	56
第4章 計画の推進	69
第1節 計画の推進体制	70
第2節 計画の進行管理	71
資料編 ※コラム、資料については今後添付の予定	
1. 計画の策定経過	
2. 計画の策定体制(後期基本計画)	
3. 策定委員名簿(後期基本計画)	
4. 市域の概要	
5. 環境の概要	
6. アンケート調査結果	
7. 周南市環境基本条例	
8. 周南市環境審議会条例	
9. 環境基準等	
10. 用語解説	

第1章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

第1節 改定の趣旨

◆趣旨

本市は、海の青、山の緑に囲まれ、豊かな自然、そして工場群の醸し出す構造美が調和した美しいまちです。

島々は、瀬戸内海国立公園区域にも指定されており、本州で唯一のナベヅルの渡来地や梨・ぶどうなどの果樹園があるほか、美しい棚田も広がっています。

私たちは、この豊かな自然環境から多くの恵みを受けながら、生活を営み、産業、文化を育ててまいりました。

一方、本市では、高度成長期であった昭和30年代から臨海部において、大気汚染や水質汚濁などの公害問題が表面化し、大きな社会問題となりましたが、市民、企業、学識経験者、行政が一体となって、解決に向けた取組みを進め、公害を克服し、その後の環境保全に活かしてまいりました。

近年、世界的な経済の急速な進展、人口増加とともに、自然環境への負荷が増大し、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨など様々な環境問題が発生し、自然生態系に大きな影響をもたらすなど、国際社会の一致団結した取組みが不可欠となっています。

こうした課題を将来の世代へ残さないためにも、これまでの市民生活のあり方を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会へ変えていく必要があります。

このような中、本市では、平成16年に「恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承」を基本理念とした、周南市環境基本条例を制定し、この理念を総合的、計画的に推進するため、平成18年3月に「周南市環境基本計画」を策定しております。

その後、京都議定書の発効に伴う地球温暖化防止に関連する法律の改正などに的確に対応するため、平成22年3月、本計画を改定し、新たに基本施策として「低炭素社会の実現をめざすまちづくり」を加えた後期基本計画により、様々な施策を展開してきました。

今日の環境問題は、地球規模で進む温暖化、生物多様性の保全、資源の枯渇などの問題から、廃棄物の処理、近隣騒音など生活に密着したものまで、広範囲にわたっています。

特に、地球規模で進む温暖化は、海面水位の上昇や台風の大型化、ゲリラ豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象が世界各国で発生しており、我が国においても、予想をはるかに超える自然災害など、重大な被害をもたらしています。

また、東日本大震災を契機とし、再生可能エネルギーをはじめとした地域の資源の有効活用、安心・安全の確保など、新たな課題への取組みが求められています。

国においては、「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定）の中で、将来、中心的役割を担うエネルギーとして水素を位置づけ、「水素社会」の実現に向けて取組みを加速していくとあります。

本市においても、平成26年4月に地産地消の水素を利活用する「周南市水素利活用構想」を定め、全国でもいち早く水素を利活用したまちづくりを推進しています。

このような環境を取り巻く状況や第1次環境基本計画の検証を踏まえ、本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画」との整合を図り、第2次環境基本計画を策定することとしました。

◆国、県の動向

1 国の動き

平成24年4月、第4次環境基本計画が策定され、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられています。

そして、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、次の4点が設定されています。

- (1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- (2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
- (3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- (4) 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

2 県の動き

平成25年10月、第3次環境基本計画が策定され、基本目標を「健全で恵み豊かな環境の保全と創造～安心・安全で持続可能な社会づくり～」としています。

長期的目標としては、第2次計画における「循環」、「共生」、「協働」、「地球環境」の考え方を継承した、次の4項目が設定されています。

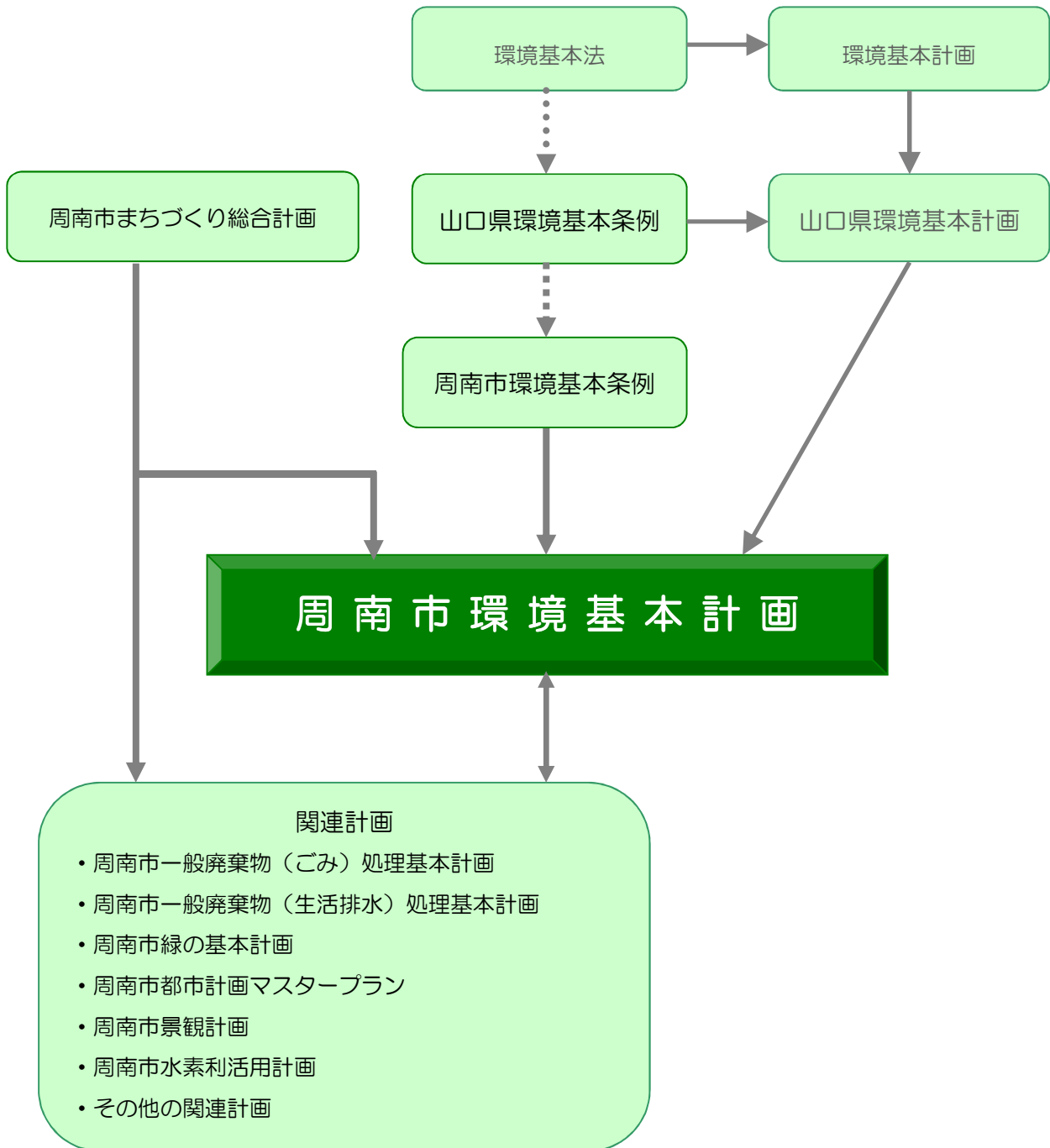
- (1) 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- (2) 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- (3) 豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- (4) 快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

また、平成23年に循環型社会の形成を一層進める「第2次山口県循環型社会形成推進基本計画」、平成25年に再生可能エネルギー導入の基本方針となる「山口県再生可能エネルギー推進方針」が制定され、平成26年には「山口県地球温暖化対策実行計画」が改定されています。

第2節 計画の位置づけ

◆計画の役割

本計画は、「周南市環境基本条例」の第9条に基づいて策定するものです。また、「周南市まちづくり総合計画」を環境面から推進し、環境の保全等に関する施策を実施していくためのものです。



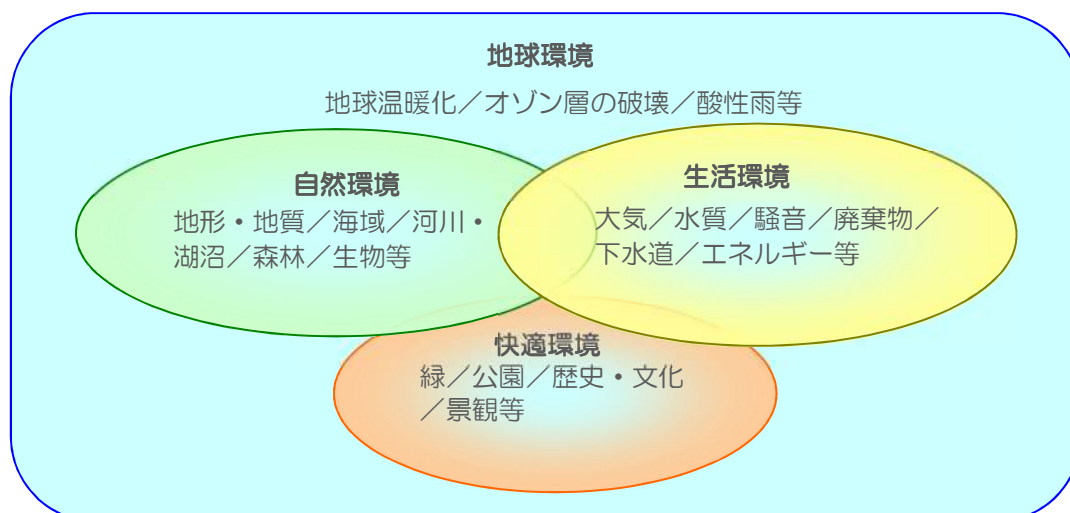
◆対象地域

本計画の対象地域は、周南市全域とします。

ただし、市域を越えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域も対象とします。

◆計画の対象範囲

本計画で取り組む対象範囲は、地域的なものから地球規模のものまでの環境要素とします。



◆計画の期間

本計画の期間は、「周南市まちづくり総合計画」と整合を図るため、平成 27 年度から平成 36 年度までとします。平成 31 年度を中間年度とし、見直しを行います。

さらに、市を取り巻く環境や社会状況の変化及び科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

第1章 計画の基本事項

第1章では、環境基本計画の改定にあたっての趣旨、位置づけ、期間など環境基本計画の基本的事項を整理しています。

第2章 周南市の目指す環境像と基本方針

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南
～安心・安全で持続可能な社会づくり～



第2章では、周南市が目指す環境像を設定し、その実現のために、5つの基本方針を掲げています。

第3章 基本施策

第3章では、環境像、基本方針を踏まえて、本市の現状と課題から整理した施策を示しています。

第4章 計画の推進

第4章では、環境基本計画の推進体制と進行管理などについて示しています。

地域区分図



第2章 周南市の目指す 環境像と基本方針

第2章 周南市の目指す環境像と基本方針

第1節 周南市の目指す環境像

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南
～安心・安全で持続可能な社会づくり～



環境の保全は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければなりません。

そして、環境の保全は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市民、事業者、行政がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければなりません。

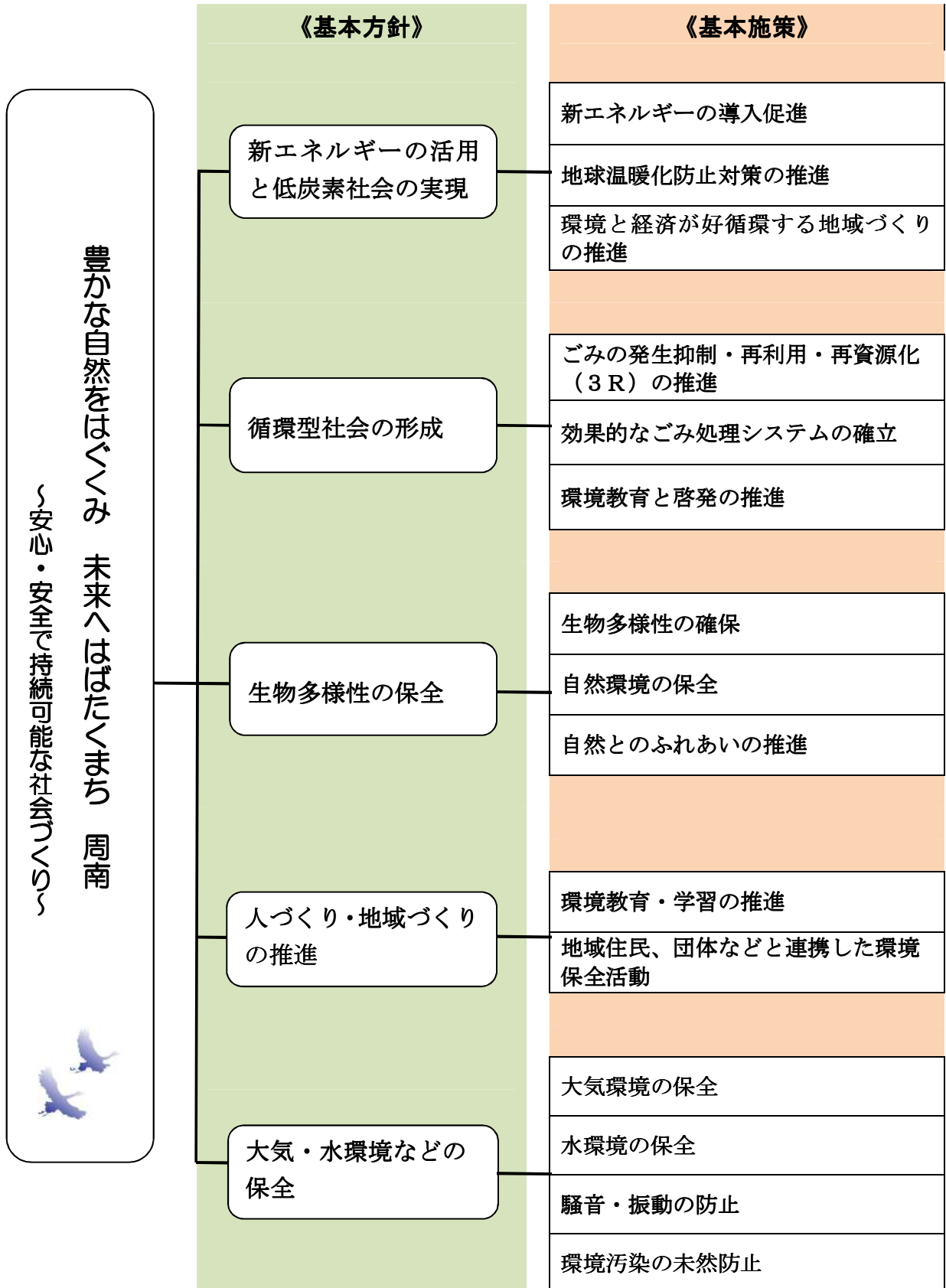
地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければなりません。

計画の基本目標となる、本市の目指す環境像は、こうした周南市環境基本条例の基本理念を踏まえ、第1次計画から掲げている「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」を引き続き継承します。

また、国の第4次環境基本計画で目指すべき持続可能な社会の姿が示されたことと県の第3次環境基本計画を踏まえ、「安心・安全で持続可能な社会づくり」をサブタイトルとし、その方向性を明確にします。

第2節 基本方針と基本施策

本市の目指す環境像を実現するため、5つの基本方針を掲げています。基本方針に基づいた基本施策の実施を図り、計画を推進します。



アンケートによる市民の声

小学生アンケートより

僕が望むことはポイ捨てがなくなることです。環境が汚れるとなんだか気持ち悪いからです。

小学生アンケートより

私は、もっとたくさんのお店が欲しいです。けど自然はあったままの方がいいです。あと、公園もいっぱい欲しいです。

中学生アンケートより

1人が頑張っても環境は良くならない。住みよい環境をつくるために周南市民一丸となって取り組みたい。大きな事が出来なくても身の回りの小さなことができる市を目指していけば良いと思う。

中学生アンケートより

周南市が日本で1番きれいな町になるように、地域全体で取り組むボランティアがあれば進んで行っていきます。

教員アンケートより

周南市の現状をホームページなどにコーナーをつくっていただけると授業に生かしやすいです。今後、自分自身でも勉強するなどしないといけないと思いました。

市民団体アンケートより

環境について、意識の高い人とそうでない人との差が大きいと実感しています。それは、年代に関係はないようです。以前は、公害という環境問題が周南でもありましたが、今は、地域を限定した問題ではなく、地球規模で考える時世です。まずは、人との暮らしを見つめ直すことが大事です。そのためには、環境に負荷の少ない生活とはどのようなことかを体験することが必要だと思います。周南市で行うとすれば、中山間の地の利、人の利を生かした市民向けの体験型のイベント等の実施等はいかががでしょうか？

事業所アンケートより

他県に比較すると、とても環境に恵まれていると思います。この事を市民ひとりひとりが自覚することです。とても住みやすいこの街、少しずつ、ひとつずつ、一歩ずつ、みんなで更に、これからの子供さんたちのためにやるべき課題が生じた場合、みんなで一緒にやっつけていこう！という気持ちで仕事をさせていただいております。職業上、協力出来ない場合が多いのですが。大好きですよ。本当に、周南市が。小さい個人営業ですが、自分自身を信じて仕事をしています。自分が好きだから仕事も街も好きなのだと思っております。これからどんな”市”になっていくか。楽しみでもあります。

第 3 章

基本施策

第3章 基本施策

第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

◆現状と課題

1 進む地球温暖化

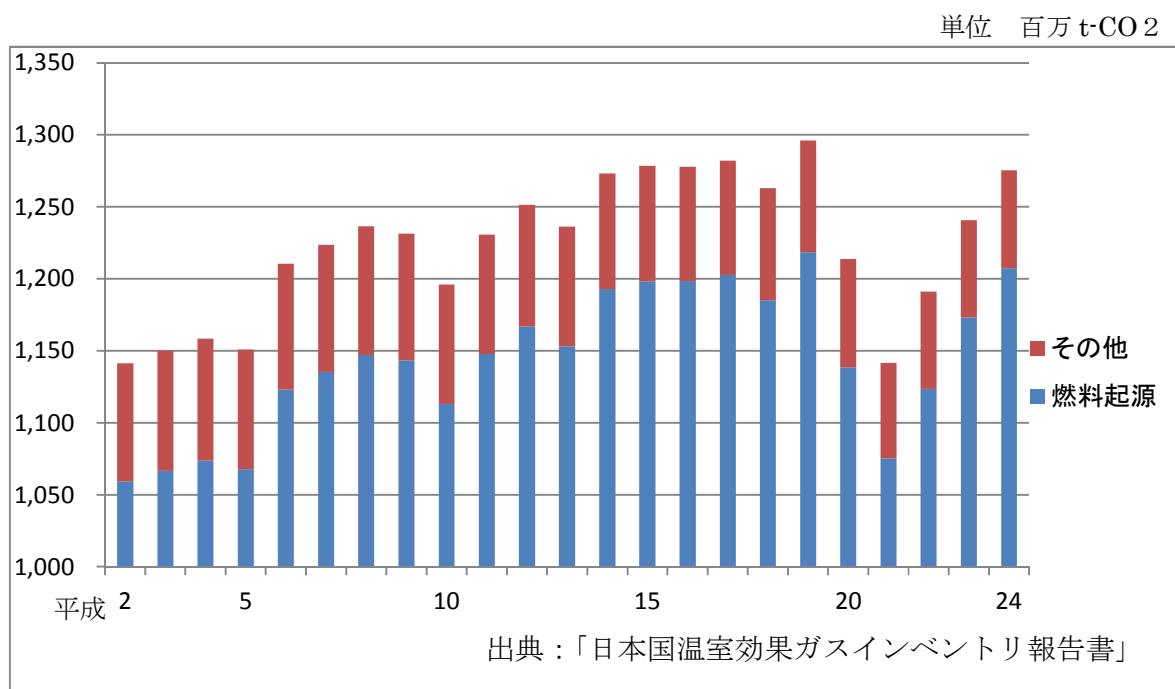
近年、地球温暖化の進展に伴い、海面水位の上昇や台風の大型化、ゲリラ豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象が世界各国で発生しており、我が国においても、予想をはるかに超える自然災害が起これり、重大な被害をもたらしています。

世界の気温上昇は、IPCC 第5次評価報告書(2013)では、2100年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も多い最悪のシナリオの場合、最大4.8℃上昇するとしています。

温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、京都議定書基準年比で、平成24年度実績は、産業部門は13.4%減少していますが、業務その他部門は65.8%、家庭部門は59.7%と大幅に増加している状況にあります。

【平成24年度エネルギー起源の二酸化炭素排出量割合 産業部門 32.7%、民生業務部門 21.4%、運輸部門 17.7%、家庭部門 16.0%】

日本の二酸化炭素排出量の推移



国においては、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしています。

このため、「省エネルギーの推進」、「化石燃料を再生可能エネルギーなどへ転換する」など、低炭素化社会構築に向けた取組みを推進することが必要です。

また、レジャーの多様化、夜型生活による照明時間の増加などによる環境への負荷を軽減するため、これまでのライフスタイルを見直し、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルを構築していく必要があります。

一方、豊かな環境を保全し、持続可能な社会を構築するためには、経済社会がエネルギー、資源、食糧の多くを海外からの輸入に依存していることを踏まえれば、環境、経済を統合的に向上させる必要があります。

2 国の動向

国では、平成9年の京都議定書採択を受け、その目標達成計画を策定するとともに、地球温暖化対策の推進を図るため、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることとしています。

このため、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）を改正し、様々な省エネルギー施策に取り組むほか、平成14年、エネルギー政策基本法を策定し、エネルギーの需給に関する施策を、長期的、総合的かつ計画的に推進することとしています。

この基本法に基づき、平成15年に第1次、平成19年に第2次、平成22年に第3次、平成26年に第4次エネルギー基本計画が策定されています。

このような中、第3次計画では、再生可能エネルギーの導入目標を、発電電力量のうち約2割とすることが示されています。

このため、平成23年、「電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法」を制定し、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を導入し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進しています。

平成25年には、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」を制定し、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を促進することとしています。

平成26年4月に策定された第4次計画においては、将来の二次エネルギーとして、水素が中心的役割を担うことを期待するとともに、水素の導入を促進し、水素を日常生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現を加速していくことが必要としています。

そこで、平成26年6月には、水素社会実現に向けた「水素・燃料電池戦略ロードマップ」をまとめ、次の3つのフェーズにより取り組みを進めていくとしています（水素は、利用段階で二酸化炭素を排出しないことから、将来的には再生可能エネルギーを活用して製造するなど、より二酸化炭素の排出が少ない水素供給構造の実現をめざすこととしています）。

- フェーズ1 水素利用の飛躍的拡大
- フェーズ2 水素発電の本格導入、大規模な水素供給システムの確立
- フェーズ3 トータルでの二酸化炭素フリーの水素供給システムの確立

第3章 基本施策

このほか、食のグローバル化などにより、食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素を軽減するため、国内生産の拡大、地産地消の推進等の取組みを行っていくことが重要となっています。

平成 22 年に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）を策定し、地産地消の推進に取り組んでいます。

3 県の動向

県においては、平成 25 年に「山口県再生可能エネルギー推進指針」を策定し、導入目標を掲げ、「家庭、事業所への再生可能エネルギーの導入促進」、「エネルギー供給の多様化とエネルギー関連産業の振興」、「環境づくり」の 3 本の柱により取組みを進めるとしています。重点プロジェクトとして、再生可能エネルギーと並び「水素利活用の促進」プロジェクトを設定し、県民、事業者、行政等が一体となって取組みを進めることとしています。

また、「やまぐち産業戦略推進計画」の中では、次代を担う「水素等環境関連産業育成・集積戦略」を掲げており、本市と連携して液化水素ステーションの誘致や水素利活用による地域づくりの促進に取り組んでいるほか、山口県産業技術センターにおける研究開発機能の強化や水素利活用の研究開発・事業化への支援など、水素利活用による産業振興を推進しています。

そして、平成 26 年 8 月には、「山口県地球温暖化対策実行計画」を、「社会情勢の変化を踏まえた地球温暖化対策推進」、「地球温暖化対策 県民運動の継続・強化」を視点として改定されています。

4 本市の状況

(1) 水素エネルギー

国において、水素社会の実現を目指すなか、本市においては、水素に関し、次のような特性を有しています。

- 全国でトップクラスの水素製造量
全国有数の水素製造量を誇る企業が立地しており、最大水素発生量は 13.8 億Nm³/年です（経済産業省中国経済産業局調査 平成 20 年 3 月）。
- 純度の高い水素
ソーダ工場で製造される水素は純度 99.9999%以上と、アンモニア合成工程 98%、石油精製 95~97%などに比べ高純度となっています。
- 国内で 3カ所目の液化水素製造工場が立地
平成 25 年 6 月から、中国・四国・九州地方への供給をカバーする液化水素製造工場が稼働しています（水素液化器：3,000L/h×1 系統、液化水素貯蔵能力：270KL×2 基）。

第3章 基本施策

そこで、本市では、平成25年8月に国、県、民間事業者や学識経験者等を構成員とする「周南市水素利活用協議会」を設置し、平成26年4月、全国でもいち早く水素を利活用したまちづくりを推進していくため、取組目標や具体的な施策の展開方法等を示した「周南市水素利活用構想」を策定しました。

(2) 再生可能エネルギー

主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源です。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。これらは、「再生可能エネルギー」ともいわれます。

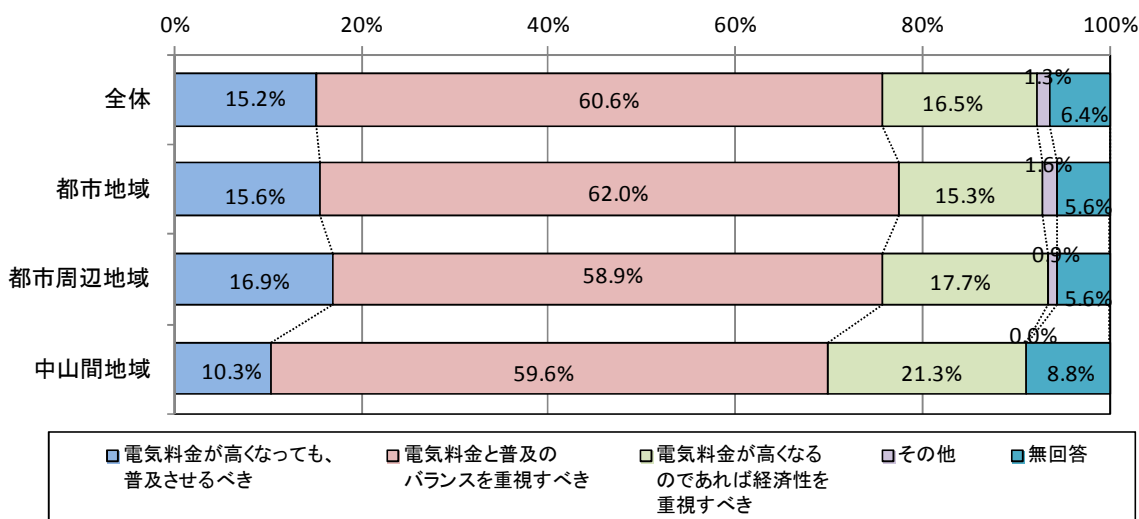
再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入後、急速に再生可能エネルギーの導入が進み、平成26年4月現在の認定容量が7,100万kwと国内総発電量の約2/3まで拡大しています。

しかし、再生可能エネルギーによる発電は出力が不安定であるため、電力会社の系統接続トラブルや送電インフラなどの投資、固定買取制度による価格転嫁による電力コストの増加などの課題があり、再生可能エネルギーの導入にブレーキがかかりつつあります。

本市においても、市民アンケートの結果、再生可能エネルギーの導入については、「電気料金と普及のバランスを重視すべき」、「電気料金が高くなるのであれば経済性を重視すべき」という意見が80%近くあり、再生可能エネルギーの普及に慎重な意見が大半となっています。

「再生可能エネルギー(太陽光・風力発電など)の普及」に対する意向

(平成25年周南市民アンケートより)



再生可能エネルギーは、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題がありますが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギーの安

第3章 基本施策

全保障にも貢献できる、有効なエネルギー源です。このため、再生可能エネルギー導入促進に向けて、市民の理解を進めるための啓発を図っていく必要があります。

また、再生可能エネルギーは太陽光、風力など自然エネルギーを活用することになりますが、本市においては、次のとおり日射量などは全国でも好条件となっています。

① 日射量

全国的に中国地方は、日射条件に恵まれており、本市の観測データはありませんが、下松市 $4.17\text{kWh}/\text{m}^2$ 、防府市 $4.12\text{kWh}/\text{m}^2$ と全国平均 $3.9\text{kWh}/\text{m}^2$ を上回っています。

② 中小水力発電

本市には、中山間地域を流れる錦川水系、佐波川水系、島田川水系があり、市街地には夜市川、富田川、東川などの中小河川が流れています。また、菅野ダム、島地川ダムなど5基のダムがあり、県内24カ所の中小水力発電のうち6基があり、発電量は32,400kWと総発電量の約30%を占めています。

農業用水を活用した小水力発電については、県において、平成24年6月、本市を含む市町や土地改良区等で構成する「山口県農業用水小水力発電推進協議会」を設置し、小水力エネルギーの活用に向けた取組みを進めています。

③ 風況

本市の年平均風速は、鹿野地域で $4.5\text{m}/\text{s}$ 、市消防本部、櫛浜支所で $2.0\text{m}/\text{s}$ 、市役所本庁で $1.3\text{m}/\text{s}$ となっています。一般に風力発電導入の目安となる年平均風速は $5\sim 6\text{m}/\text{s}$ 以上とされており、鹿野地域への設置の可能性が考えられます。

県内では、下関市、長門市、平生町において、55基の大型風力による発電事業が行われています。

④ バイオマス発電

本市の森林面積は、市の面積の77%にあたる50,000haと県下でも有数の森林資源を有しており、そのうち市有林が5,000haを占めています。

市有林の間伐材をバイオマス燃料として出荷するなど、森林資源の有効活用を図っています。

第3章 基本施策

【市の施設における太陽光発電設備の導入状況（平成26年3月31日現在）】

設置年度	施設名	最大出力	施設名	最大出力
平成16年度	桜木小学校	10kW	菊川小学校	10kW
平成22年度	周陽小学校	10kW	富田東小学校	10kW
	太華中学校	10kW	岐陽中学校	10kW
	福川中学校	10kW	熊毛中学校	10kW
	住吉学校給食センター	10kW	リサイクルプラザ	10kW
平成24年度	鹿野中学校	10kW	—	—

【再生可能エネルギーを利用した灯の設置状況（平成26年3月31日現在）】

太陽光を利用	H16	周南緑地（4基）、永源山公園（2基）、本庁舎前庭（1基）、新南陽総合庁舎（1基）、鹿野総合庁舎（1基）、熊毛市民憩いの広場（1基）、勝間ふれあい公園（1基）	54基
	H20	永源山公園（10基）	
	H23	代々木公園（2基）、高水近隣公園（14基）、中央緑地（2基）東緑地（1基）、夜市公民館（2基）、高尾学校給食センター（3基）	
	H25	大迫田浄水場（1基）、菊川浄水場（1基）動物園（7基）	
風力を利用		徳山駅前地下駐車場（ハイブリッド、1基、H18） 住吉中学校（2基、H22） 動物園（ハイブリッド、7基、H25）	10基 (内太陽光との併用8基)

【市内に設置されている中小水力発電設備（平成26年3月31日現在）】

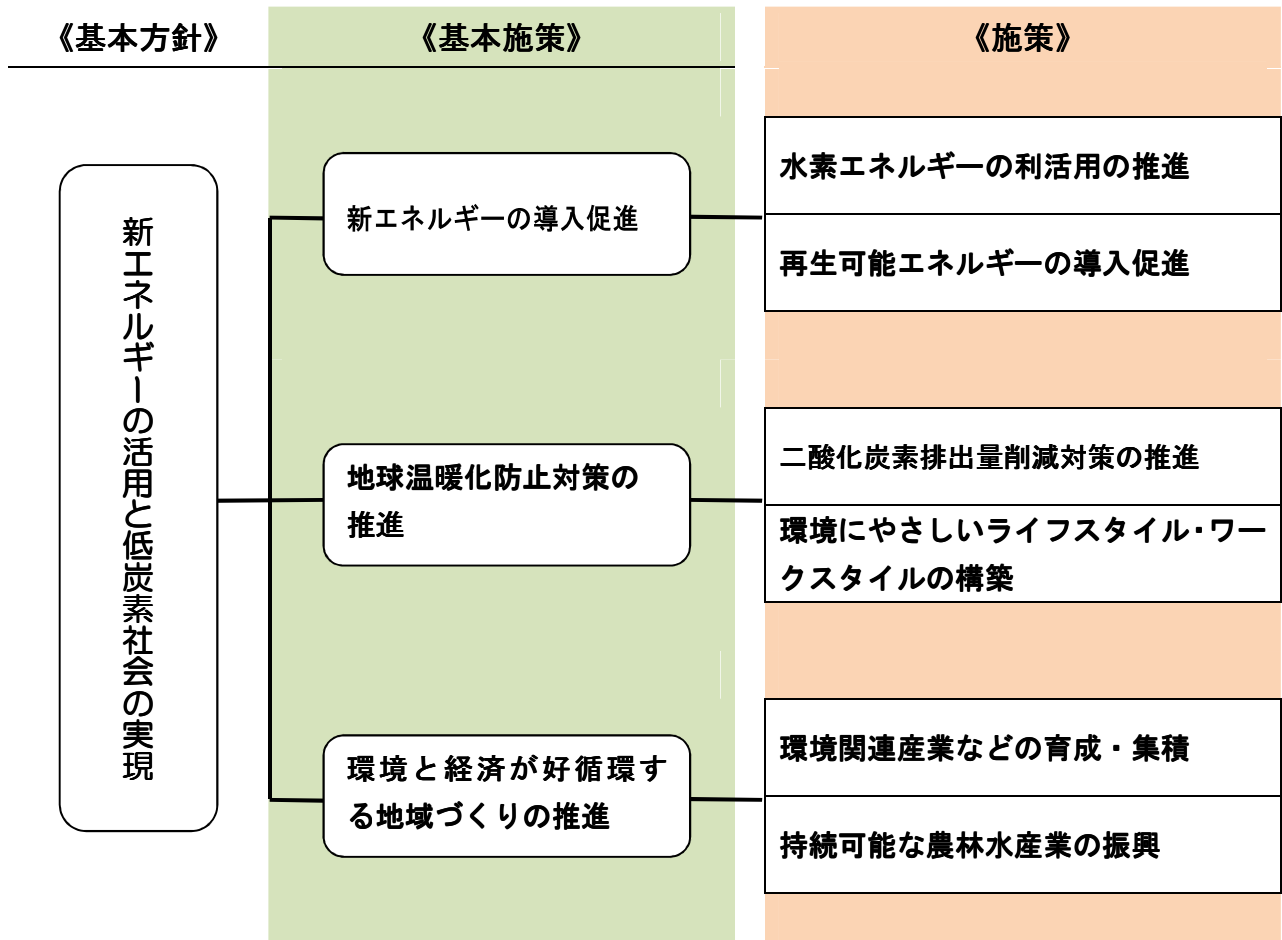
運転開始	施設名	事業者名	出力
T13.10	錦川第1発電所	中国電力株式会社	4,000kW
S16.4	間上発電所	中国電力株式会社	5,600kW
S27.4	向道発電所	中国電力株式会社	500kW
S40.8	菅野発電所	県企業局	14,500kW
S40.9	水越発電所	県企業局	1,300kW
S40.10	徳山発電所	県企業局	6,500kW

【市内に設置されているバイオマス発電設備（平成26年3月31日現在）】

種別	事業所名	備考
木質	(株)トクヤマ徳山製造所	混焼
	東ソー(株)南陽事業所	混焼
家畜排せつ物	(有)鹿野ファームバイオガスプラント	出力30kW

(出典 山口県再生可能エネルギー推進指針（平成25年 山口県）)

◆基本施策の体系



◆推進施策の展開

1 新エネルギーの導入促進

(1) 水素エネルギーの利活用の推進

本市では、将来を担うエコエネルギーである水素が、大量に製造されているという優位性を活かし、水素の利活用による低炭素社会の実現を目指しています。

このため、平成26年4月に策定した「周南市水素利活用構想」を実現する具体的な取組みを定める「周南市水素利活用計画」により、総合的に水素エネルギーの利活用を推進することとしています。

【周南市水素利活用構想の基本理念】

“水素エネルギーで未来を拓く水素先進都市「周南」”

《基本目標》

- 1 水素の利活用促進に向けた環境の整備
- 2 水素の利活用による低炭素・省エネ・災害に強いまちづくりの推進
- 3 水素関連ビジネスの創出と市内企業の連携・競争力の強化

① 水素サプライチェーンの構築

本市において水素の利活用を促進していくためには、水素の製造から貯蔵、輸送、利用に至る「水素サプライチェーン」の構築が必要です。本市には、水素を製造及び貯蔵するインフラが整っていることから、今後は、安全性、安定性、利便性、経済性等を考慮しながら、市民や企業といった個別の需要者の元へ水素エネルギーを届ける仕組みの整備を目指します。

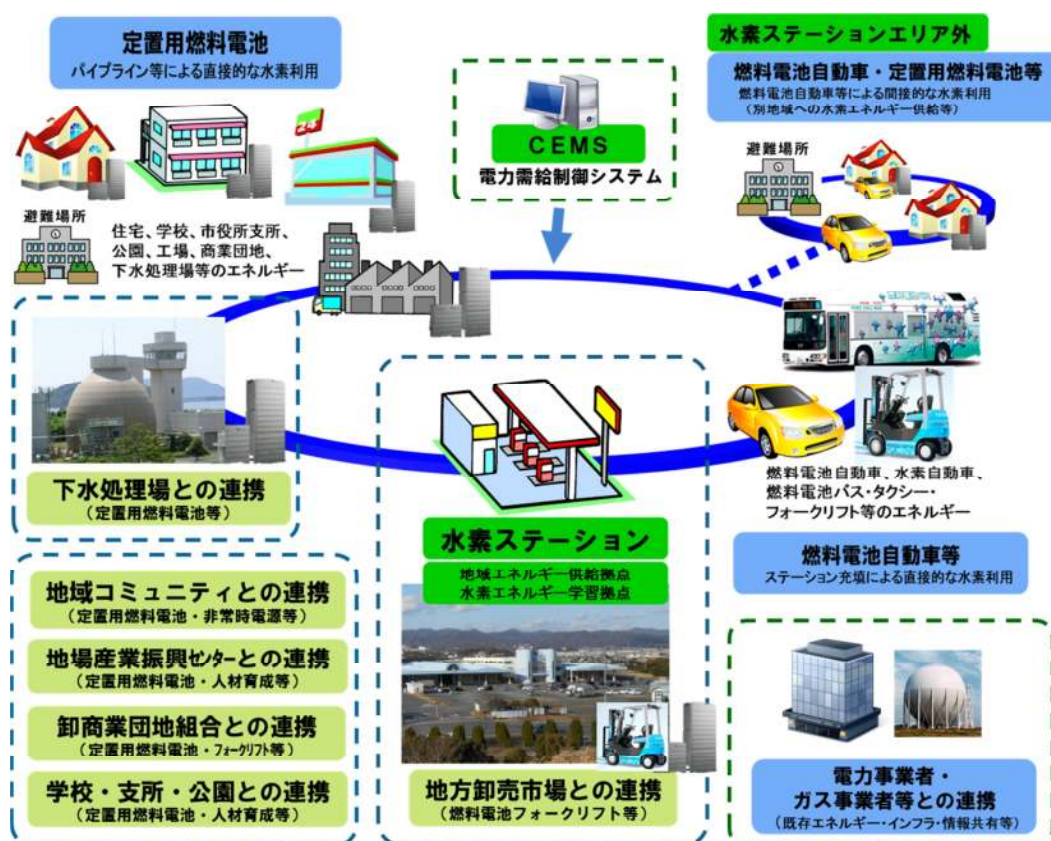


② 水素ステーションを核とした地域づくりモデルの構築

水素ステーションを核として、燃料電池自動車、水素自動車、燃料電池バス、燃料電池タクシー、燃料電池フォークリフトや定置用燃料電池等を家庭や市内企業のエネルギーとして利用する新たな地域づくりモデルの構築に取り組みます。

モデル地域は、周南市地方卸売市場周辺地域とするとともに、中心市街地や徳山港、動物園など、多様なモデルケースの構築を目指します。

【モデル地区イメージ（液化水素ステーションエリア）】



(2) 再生可能エネルギーの導入促進

① 再生可能エネルギーの普及啓発

再生可能エネルギーの導入を促進するため、エコフェスタなどのイベント、出前講座や次代を担う子どもたちへの環境学習などによる普及啓発を推進します。

② 再生可能エネルギーの普及拡大

ア 太陽光発電

全国トップクラスの日射量を活用し、エネルギーの「地産地消」、災害時の電源確保などのことから、引き続き太陽光発電の普及拡大を図ります。

イ 風力発電

国の「エネルギー基本計画」において、中長期的自立化を目指すため、風力発電の導入加速に向けた取組みの強化とあります。

本市においても、中山間地域などで風況の適した地域があることから、風力発電設備の誘致等を検討してまいります。

ウ 小水力発電

県企業局においては、平成26年3月に「山口県小水力発電導入ガイドブック」を策定し、「発電未使用ダム」、「農業用水路」、「上水道施設」、「下水道施設」などを活用した小水力発電設備設置の支援に取り組んでいます。

第3章 基本施策

本市においても、「山口県農業用水小水力発電推進協議会」へ参画するなど、小水力発電設備の導入について検討してまいります。

エ バイオマス発電

燃料となる森林バイオマス（間伐材等）の利用拡大を促進し、食品残さや家畜排せつ物、下水汚泥などを活用した発電の普及拡大に努めます。

2 地球温暖化防止対策の推進

(1) 二酸化炭素排出量削減対策の推進

省エネルギーの推進や水素など新エネルギーの導入等、本市の地域特性、産業特性を活かした地球温暖化対策を推進します。

① 省エネルギーの普及促進

ア 省エネルギー性能が高い機器・設備の導入促進

エアコン、冷蔵庫、テレビや高効率空調器、給湯器、LED照明などの省エネルギー機器の普及促進を図るための情報提供を行います。

省エネルギー性能の高い家庭用燃料電池（エネファーム）設置に支援することにより、導入を促進します。

イ 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上

省エネルギー性能の高い住宅・建築物や低炭素認定建築物の普及促進を図るための情報提供を行います。

ウ E S C O事業導入の検討

ESCO（Energy Service Company）は、従前の利便性を損なうことなく省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業で、徳山駅前駐車場と代々木公園地下駐車場に導入し、エネルギー消費量を約6割から7割削減しています。

さらに、他の公共施設への導入を検討してまいります。

② 市役所の省エネルギーの推進

ア 「周南市エコ・オフィス実践プラン」により、市自らが率先して、「省資源・省エネルギー」、「ごみの減量化・リサイクル」、「環境に配慮した製品等の購入・使用（グリーン購入）」や「低公害車の導入」などに取り組みます。

イ 公共施設への太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を促進します。

ウ 職員の環境意識の向上のため、「クールビズ」、「ウォームビズ」を実施するとともに、環境に係る研修及び情報の提供を行います。

③ 次世代自動車の普及促進

ア ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる、次世代自動車の普及促進を図ります。

次世代自動車には、ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車（FCV）、低公害ディーゼル車があり、国の次世代自動車普及目標は次表のとおりとなっています。

第3章 基本施策

	2020年	2030年
次世代自動車	20～50%	50～70%
ハイブリッド車	20～30%	30～40%
電気自動車、プラグインハイブリッド車	15～20%	20～30%
燃料電池自動車	～1%	～3%
低公害ディーゼル自動車	～5%	5～10%

出典：次世代自動車戦略研究会「次世代自動車戦略2010」、2010年4月

イ 市自らが率先し、燃料電池自動車（FCV）を導入し、次世代自動車の普及促進に努めます。

(2) 環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

環境への負荷を軽減するため、これまでのライフスタイルを見直し、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルを構築していきます。

また、食料の輸送に伴う環境への負荷軽減に向け、本市においても、平成25年に「周南市地産地消促進計画」を策定するなど、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指しています。

① 公共交通機関の利用促進

ア 「ノーマイカーデーの推進」「バスの乗り方教室の開催」「モビリティマネジメントの視点に立った交通施策」などを展開し、公共交通機関等の利用を図ります。

イ ホームページや市広報などによる公共交通機関に関する情報発信を推進します。

② エコライフの推進

ア 定置用燃料電池（エネファーム）の設置など省エネルギー性能が高い機器・設備の導入促進や住宅の省エネルギー性能の向上など、省エネルギーの推進に努めます。

イ 「周南市民の地球にやさしく～地球温暖化防止市民実行計画～」により、「上手なスイッチングの巻」、「上手に冷暖房するの巻」、「自動車と上手に付き合うの巻」など10項目のエネルギー節約の実践、普及啓発に努めます。

ウ みどりのカーテン事業の推進など市民の省エネルギー意識の啓発活動に取り組めます。

エ アイドリングストップなどのエコドライブの啓発に努めます。

③ 地産地消の推進

ア 生産、流通・加工、消費という地域内循環を一層促進し、地域の農林水産業の活性化だけでなく、フードマイレージの縮小が地球温暖化の防止につながる「地産地消」の取組みを積極的に推進します。

イ 道の駅「ソレーネ周南」をはじめ、市内直売所への出荷などによる地産地消を推進するため、生産、集荷、販売体制の整備を支援します。

ウ 消費者が求める農産物の安定出荷に向けて、栽培施設等の整備を支援します。

3 環境と経済が好循環する地域づくりの推進

(1) 環境関連産業などの育成・集積

経済活動における環境への対応が必須であることから、環境関連産業の育成・集積を図るとともに、経済活動のあらゆる場面において、環境に配慮した取り組みを進めます。

① 水素関連産業等に関する人材育成・事業所支援の充実

○(公財)周南地域地場産業振興センターを核とした水素関連産業に関する人材育成や山口県産業技術センターが取り組んでいる水素関連技術の開発事業の紹介などを通じて、市内企業等の水素関連ビジネスへの導入支援を行い、水素関連市場での競争力の強化を目指します。

○水素関連事業所への設置奨励支援制度による固定資産税相当額の交付など、水素関連ビジネスにおける市内外企業の連携・誘致等を促進し、雇用創出や地域経済の活性化を目指します。

② 資源循環型産業の育成支援

○県と連携し、基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ポテンシャルを活用し、ごみ焼却や廃プラスチック類のセメント原料化等の先進的取組みを一層促進するなど、資源循環型産業の育成・強化に努めます。

○「周南市バイオマスタウン構想」により、食品廃棄物の熱利用、堆肥化、肥料化など、食品関連事業者自らの再資源化を促進します。

③ 新事業・新産業の創出

○医療や環境エネルギーの分野など、今後の成長が期待でき、本市の地域資源の活用が見込める新産業の創出や新事業への展開を支援します。

○(公財)周南地域地場産業振興センターが実施する、周南サポート事業や周南ものづくりブランド認定事業等により、中小企業の新商品・新技術の開発や販路開拓などを支援します。

○周南市創業支援協議会が実施する、商工会議所や金融機関等と連携した創業相談、講座の開催、インキュベーション施設での指導などを通じて、創業者を支援します。

④ 企業立地の促進、地場産業の育成

○市外からの企業進出や既存企業の事業拡大などを促進するため、優遇措置等による支援を行います。

○事業用地、物流、埠頭用地などを確保するため、新南陽地区のN7号埋立事業や徳山地区のT10号埋立事業を推進します。

○広域道路ネットワークを強化するため、広域都市圏、国や県との連携を図り、

第3章 基本施策

国道2号の拡幅や立体化事業、県道下松新南陽線の拡幅事業など、主要な幹線道路の早期完成に向けて取組めます。

- 臨海部の東西交通基盤となる地域高規格道路「周南道路」や県道徳山新南陽線の東進の早期実現に向けて、港湾基盤の強化とともに取組めます。
- コンビナート企業の継続創業と新たな企業誘致等に向けて、新たな水資源の確保も含め、工業用水の安定供給の検討を進めます。

(2) 持続可能な農林水産業の振興

① 農業の振興

- 農業生産における肥料や農薬の適正使用の啓発や、家畜排せつ物のたい肥利用促進など、自然環境へ配慮した循環型農業を推進します。

② 林業の振興

- これまで林内に切り捨てられていた間伐材などの資源の有効活用を図るため、搬出間伐を推進します。

③ 水産業の振興

- 県と連携し、赤潮による漁業被害の防止を図り、水産業に必要な海の生産力を維持しながら、バランスのとれた海域環境づくりに努めます。

◆平成 31 年度までの目標

目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
	平成 25 年度	平成 31 年度	
新エネルギーの導入促進			
燃料電池自動車、水素自動車の登録台数	0 台	340 台	周南市及び周辺地域での普及台数
定置用燃料電池（エネファーム）の設置台数	120 台	1,100 台	純水素型を含む設置台数
地球温暖化防止対策の推進			
市の二酸化炭素排出量（千トン）	16,096 （H23 年度）	15,290 （H29 年度）	周南市集計

第2節 循環型社会の形成

◆現状と課題

1 循環型社会に向けた情勢

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会の形成、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など、地球規模での環境問題の深刻化につながっています。

国においては、平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画（H25年改定、第3次）により、社会経済活動を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組みにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷をできる限り少なくする、循環型社会の形成に向けた取組みを進めています。

このため、国全体の物質フローは、新たに投入される天然資源の量は減少し、循環利用される物質の量は増加する、省資源型社会への移行が進みつつあります。しかしながら、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のなかで、優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の取組みが遅れている状況にあります（物を廃棄すると資源として循環的な利用を行う場合であっても、少なからず環境負荷を生じさせることから、リサイクルよりも2Rの優先順位が原則として高くなっています）。

また、東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要があります。

このように、循環型社会の構築に向けた取組みは、廃棄物等の発生の抑制と循環利用等を通じた埋立量の削減に加え、天然資源の投入量の一層の抑制とそれに伴う環境負荷の低減、有用金属の再資源化による資源確保、循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用、安全・安心の確保など循環の質にも着目した取組みを進めるべき段階に入ってきていると考えられます。

2 県の動向

県では、平成23年、第2次「山口県循環型社会形成推進基本計画（平成23年～27年度）」を策定し、県の地域特性や産業特性を活かした廃棄物の3Rの推進などを図り、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めています。

この結果、県全体のリサイクル率が全国2位となるなど、着実に成果があがっている状況にあります。

また、海岸への多量のごみの漂着、河川・道路におけるごみの散乱等に対応するため、「山口県海岸漂着物対策推進地域計画（平成23年9月策定）」や「美しい里山・海づくりに関する基本方針（平成23年9月策定）」により、計画的に環境美化へ向けて取り組んでいます。

3 本市の状況

(1) 地域特性

本市には、臨海部に立地する化学コンビナートを中心とする素材産業による再資源化技術が集積しています。

焼却灰をセメントの原料として利用する技術、廃プラスチックをセメントの原燃料として利用する技術など、いずれも循環型社会をささえる基幹的な要素技術であり、世界に誇れるものです。

(2) ごみ処理の現状と課題

① ごみの分別区分

本市から排出されるごみの分別区分は、合併以前の旧2市2町の区域で異なっていましたが、平成22年11月に5種10分別に統一しています。今後も引き続き、統一した分別区分による適切な分別がされるよう、啓発を行っていく必要があります。

② ごみの処理、処分体制

本市の燃やせるごみの処理は、徳山地域（恋路クリーンセンター）、熊毛地域（周陽環境整備センター）は焼却方式を、新南陽地域、鹿野地域（ごみ燃料化施設フェニックス）では、ごみ固形燃料(RDF)化方式となっています。

今後、ごみ処理の効率化及びごみ処理費用削減のため、ごみ処理システムを統合することが必要です。

③ 再資源化

本市の燃やせるごみについては、焼却施設での発電等の余熱利用及びごみ燃料化施設での固形燃料(RDF)化による再資源化を行っています。また、焼却施設からの焼却灰の一部は、セメント原料として再資源化するため搬出されています。

第3章 基本施策

燃やせるごみ以外のごみについては、選別施設等で選別後、製品原料やセメント原燃料等として再資源化するため搬出しています。

しかしながら、今後、燃やせるごみの処理システムを統合するにあたり、リサイクル率が低下することが懸念されるため、燃やせるごみに排出されている古紙等の分別促進を図るなど、より一層の取組みを行うことが必要です。

④ 最終処分場

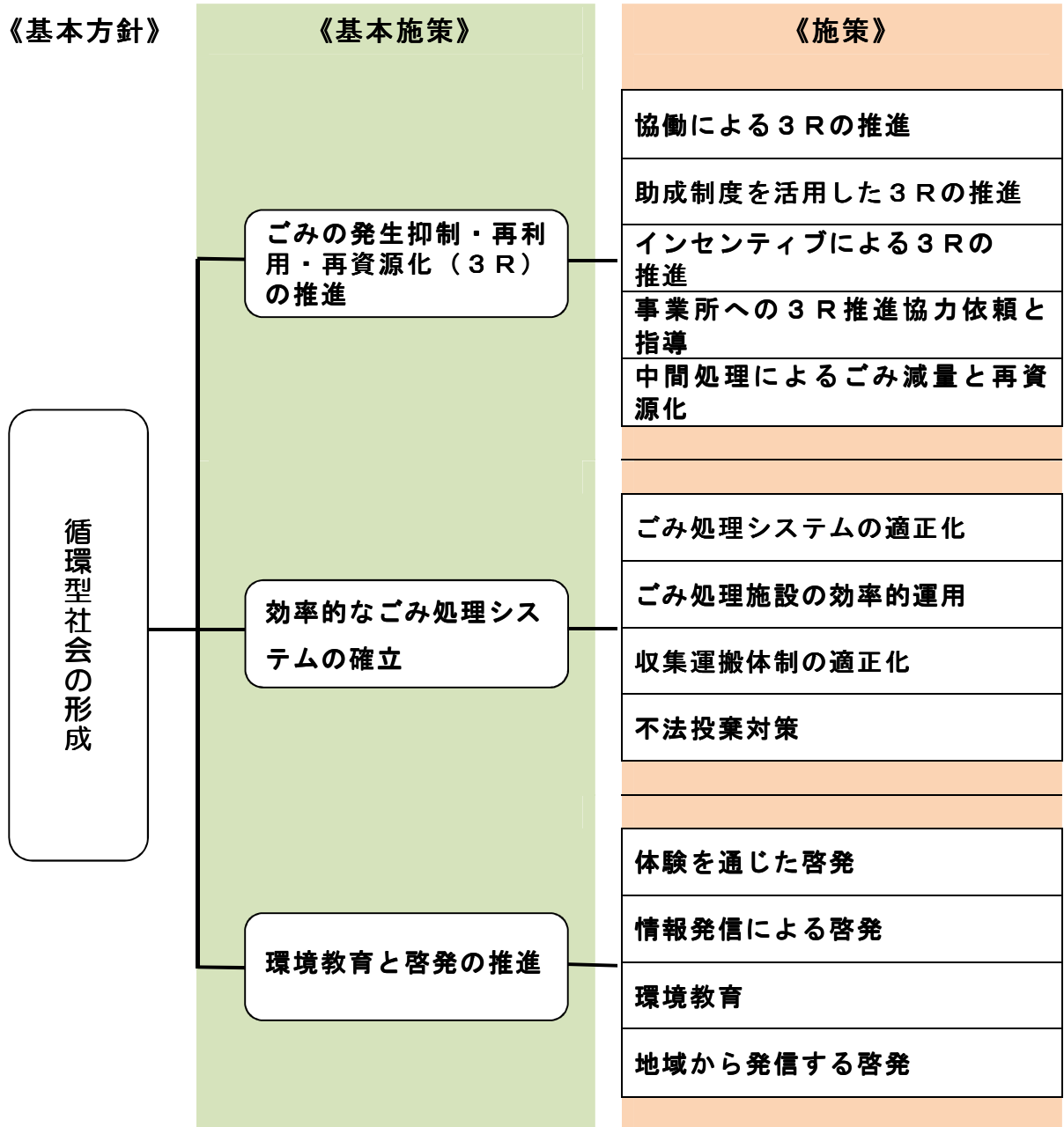
最終処分場は、基本的に一度埋立を行うと再び使用できなくなる使い切りの施設です。

本市では、最終処分量が年間 13,000 トンを超えていましたが、リサイクルプラザ「ペガサス」の供用開始など再資源化の拡大により、平成 25 年度には、約 3,400 トンまで減少しています。

また、平成 26 年 4 月には、新たな埋立容量の確保となる、徳山下松港新南陽 N 7 地区最終処分場が供用開始しています。

今後とも、最終処分場の延命化を図るため、埋立処分量を可能な限り削減するとともに、最終処分場の確保について、継続的に調査、研究を行っていくことが必要です。

◆基本施策の体系



◆推進施策の展開

1 ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

(1) 協働による3Rの推進

これまで進めてきた3Rの取組みを引き続き行います。3Rについては、行政が一方的に実施するのではなく、市民、事業者を含めた3者が協働して進めることで、より一層のごみの減量・再資源化効果と意識啓発を図ります。

① マイバッグ持参の推進（リデュース）

○「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」により、県と連携を図りながら、事業者や店舗にレジ袋の削減などへの協力依頼を行い、協力店舗等を市ホームページや広報で紹介し、利用促進に努めます。

② 食品廃棄物削減の推進（リデュース）

○山口県食品削減推進協議会が実施している「やまぐち食べきつちよる運動」と連携し、市内における食品廃棄物削減の取組状況を市ホームページや広報で広く紹介します。

③ 不用品情報交換ネットワークの構築（リユース）

○不用品のリユースを促進するため、市民同士が不用品の提供・利用希望などの需給情報を交換できる情報交換ネットワークを構築します。

④ バイオマスタウンの推進（リデュース／リサイクル）

○本市では、「周南市バイオマスタウン構想」を策定し、家畜排泄物や食品廃棄物など廃棄物系バイオマスを含む様々なバイオマスについて利活用の基本方針と方法を示しています。今後も、食品関連事業者から排出される食品廃棄物を利用した熱利用、堆肥化、飼料化などのバイオマスを促進します。

(2) 助成制度を活用した3R推進

生ごみ処理機の購入や資源物の回収に対し、経済的に支援する制度を設けることで、市民の手によるごみ減量化と再資源化を推進します。

① 生ごみ処理機の購入補助金交付制度

○家庭から排出される生ごみの減量と有効利用を目的として、市民が生ごみ処理機を購入する費用の一部を補助します。

② 資源物回収報奨金交付制度

○市内で資源物の回収を実施した団体に対し、団体運営の支援とごみ減

量・再資源化の促進を目的として奨励金を交付します。

(3) インセンティブによる3Rの推進

ごみの減量や再資源化を進める際には、インセンティブを働かせることで、より一層の効果を得ることができます。このため、本市においても、社会的評価や経済的なインセンティブなどの効果を利用し、さらなる3Rの推進を目指します。

① ごみ処理有料化の検討

○燃やせるごみの排出量は、家庭系、事業系とも概ね横ばいで推移しており、さらなるごみ発生、排出削減を行うためには、ごみ処理有料化の導入が有効と考えられることから、検討を進めて行くことが必要です。なお、検討にあたっては、ごみ排出量の増減、関係各市の動向に配慮してまいります。

② 環境に優しい企業等の紹介

○県が実施している「山口県エコ・ファクトリー」認定制度と連携し、その取組状況やごみの減量や再資源化に取り組んでいる事業所などを市ホームページや広報で紹介します。

(4) 事業所への3R推進協力依頼と指導

ごみは排出者の違いによって家庭系、事業系と区分されますが、排出削減や再資源化については区分することなく同様に進めていきます。

① 事業系一般廃棄物の分別排出

○事業系一般廃棄物の適正な分別を推進した結果、事業系の燃やせないごみの量は、平成25年度には平成22年度比1/20以下(4,981トン⇒208トン)となっています。この減少したごみ量を維持するため、今後も引き続き適正な分別排出指導を行います。

② 廃棄物処理計画の策定指導

○事業系ごみの減量及び適正処理を目的として、市内の大規模店舗に、廃棄物処理担当者の選任及びごみ減量・適正処理に関する計画書の提出の義務付けを引き続き行います。

(5) 中間処理によるごみ減量と再資源化

本市から排出されたごみは、各種のごみ処理視せ閣での中間処理によって減量化と選別を行い、選別後の資源物は再資源化を行います。また、最終処分場へ埋立処分するものを最小化するため、再資源化できていないも

のを含め、処理残渣の再資源化をできる限る行います。

① 焼却灰の再資源化の推進

○燃やせるごみを処理する焼却施設について、処理後の焼却灰はセメント原料として再資源化していますが、引き続きできる限り多くの量を再資源化できるよう取り組みます。

② リサイクルプラザでの再資源化の推進

○資源ごみ（古紙、衣類を除く）と粗大ごみ（戸別収集分）は、引き続き、リサイクルプラザペガサスで一括して選別、破碎、圧縮梱包などの処理を行い、減容化及び再資源化を行います。

2 効率的なごみ処理システムの確立

(1) ごみ処理システムの適正化

複数の施設で処理を行っているごみは、収集運搬や処理施設の運営管理が分散し、ごみ処理費用増加の要因となります。

このため、市民の利便性に配慮しながら収集・処理の一元化を図ります。

また、効率的なごみ処理を行えるように、分別排出など、市民・事業者からの協力を得られやすい体制・システムへと見直しを図ります。

① 燃やせるごみの処理統合

○燃やせるごみの処理は、現在、恋路クリーンセンター、周陽環境整備センター、ごみ燃料化施設フェニックスの3施設で行っていますが、平成31年度から市内全域を恋路クリーンセンターに統合し、処理します。

② 処理困難物の処理統合

○処理困難物は周南市不燃物処理場、熊毛ストックヤード及び鹿野一般廃棄物最終処分場の3か所で処理を行っていますが、今後、集約し、稼働停止後のごみ燃料化施設フェニックス内において、一括して処理します。

(2) ごみ処理施設の効率的運用

ごみの適正処理を安定的に継続していくため、引き続き、施設の適正な維持管理と効率的な運用に取り組んでいきます。

① 施設の適正な維持管理

○ごみ処理施設では、環境保全対策が不可欠です。特に燃やせるごみ処理施設では腐敗する性状を持つごみを高温焼却などで衛生的に減量化する高度な二次公害防止対策が施されています。また、最終処分場

では、埋立終了後も浸出水や埋立物の状態が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合するまで維持管理が必要となります。

これらの施設について、周辺地域の環境保全を達成しながら適正なごみ処理を継続するため、効率的な施設運営を行うとともに、計画的な施設の保守管理を行っていきます。

② 最終処分場の確保

○最終処分場は、容量に限りがある施設であり、N7地区最終処分場についても、受入事業期間が10年とされています。このため、本市の埋立処分物発生量の動向を確認しつつ、今後の最終処分場の確保について、調査、検討していきます。

(3) 収集運搬体制の適正化

ごみ処理システムの統合に伴い、ごみの運搬先の変更や新たに収集運搬が必要となるごみなどに対応するため。収集運搬体制を見直し、ごみ発生状況やごみ処理システムに合わせた収集運搬体制の構築を図ります。

(4) 不法投棄対策

ごみの不法投棄については、主に市民からの通報により、毎年多くの不法投棄が見つかっています。このため、ポイ捨てや不法投棄をしにくい環境をつくるため、防止看板、監視カメラの設置や監視パトロールを強化するなどの対策を行います。

3 環境教育・啓発の推進

(1) 体験を通じた啓発

リサイクル体験プログラム、再生品の展示、処理施設等の見学など、市民が実際に「見て・聞いて」体験を通じて学習することによって、ごみ処理問題を身近に感じてもらうなど、市民の環境に対する意識啓発を推進します。

① 市民交流イベント（エコフェスタ）の開催

○リサイクルプラザペガサスに併設した、啓発施設「環境館」において、「ペガサス・エコフェスタ in 環境館」を開催し、市民の体験と交流を通じた、ごみ減量化・再資源化の意識啓発を進めています。今後も、このエコフェスタをより魅力あるイベントとするため、プログラム等の充実を図ります。

(2) 情報発信による啓発

本市におけるごみ処理の現状、3Rの進捗状況、ごみ問題を取り巻く情勢など、循環型社会形成に向け、市民、事業者へ情報を発信し、意識啓発を図ります。

① 環境館を利用した情報発信

○啓発施設「環境館」において、ごみ処理状況などを解説するパネル展示や事業者や市民団体の環境活動の紹介など、循環型社会形成、3Rの推進に向けた情報を発信します。

② ごみに関する情報の発信

○ごみの分別等の啓発のため、分別冊子やごみ収集カレンダーなどを配布し、さらに、広報、ホームページや各種メディアを通じ、情報発信を行います。

③ ごみ処理費用の公表

○市民のごみ減量化、再資源化の意識高揚を図るため、ごみ処理に係る費用を、市ホームページで公表します。

(3) 環境教育

ごみ減量や分別の方法や環境に関する問題などについて、市民と意見交換を行いながら、ごみや環境に関する意識啓発を図ります。

① 出前講座や講演会の開催

○市民の皆さんの市政に対する理解を深めていただくため、市職員が直接、お伺いし、市の施策や事業について分かりやすく説明するとともに、意見交換を行なう「しゅうなん出前トーク」を実施します。

(4) 地域から発信する啓発

地域におけるごみ問題や環境活動については、それぞれの地域の状況に応じた解決を図り、積極的に活動していくことが望まれます。

このため、各地域で活動の中心となり、地域の内側から啓発を進めるリーダー的存在の配置、育成、支援を進めていきます。

① クリーンリーダーの配置・育成

○地域でのごみ問題のリーダーとして活動し、市とともに循環型社会づくりに取り組んでもらう「クリーンリーダー」の配置、育成を進めて行きます。

② 市民団体との連携と活動支援

○環境衛生団体が取り組んでいる「ごみステーションの巡回」、「各地区

一斉清掃」、「ごみ出しマナーの指導」などの活動に対する支援を行います。

- ごみ減量の施策に協力し、普及啓発活動を行う環境NPO団体やボランティア団体へ、活動支援スペースを貸与するなどの支援と育成を行います。

◆平成31年度までの目標

目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
	平成25年度	平成31年度	
ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進			
家庭系ごみの一人1日当たり のごみ排出量	708.9 g	690.0 g	家庭ごみの排出量÷人口 ÷365日
リサイクル率（固形燃料化分 を除く）	29.9%	34.5%	再資源化量÷ごみ排出量 （事業系を含む）×100
最終処分量	3,412 t	3,213 t	不燃物処分場、鹿野一般 廃棄物最終処分場、徳山 下松港新南陽N7地区最 終処分場の埋立量
循環型社会づくりに向けた環境教育・啓発の推進			
環境館利用者数	3,381人	4,000人	視察者・会議利用者・一 般来館者
クリーンリーダー設置率	92.8%	100%	クリーンリーダー設置自 治会数÷全自治会数

第3節 生物多様性の保全

◆現状と課題

1 生物多様性をとりまく現状

地球上の3,000万種とも推定される多様な生命は、誕生から約40億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応して進化しています。

また、多様で豊かな生物は現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となっています。

さらに、多様で健全な生態系は、安全な飲み水や食料の確保などに寄与し、暮らしの安心・安全を支えるものとなっています。

生物多様性生態系の変化は20世紀に入って加速度的に起きるようになったと言われていますが、それが顕著に表れてきたのは1970年代頃からです。

世界各国が急速な工業化を遂げたのに伴い、酸性雨、自然破壊、地球温暖化、野生生物の絶滅といった問題が深刻化し、これに対応する形で、ワシントン条約、ラムサール条約などの国際条約が成立しています。

その一方で、特定の地域・種の保全だけでは、複雑につながっている動植物の生息環境や生態系の保全には、不十分であることも認識されるようになり、生物に関する包括的な枠組みとして、平成4年、生物多様性条約が採択されています。

生物多様性条約の目的は次の3点があります。

1つ目は、地球上の多様な生物を生息環境とともに保全すること。

2つ目は、生物資源を持続可能であるように利用すること。

3つ目は、遺伝資源の利用から生ずる利益を、公正・衡平に配分すること。

同条約による締約国が集まる生物多様性条約締約国会議（COP）は、平成6年にバハマで1回目が行われ、平成22年、COP10が愛知県名古屋市で開催されています。

この中で、平成23年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されています。2050年までの長期目標（Vision）として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標（Mission）として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。

国では、愛知目標の達成に向けたロードマップである、「生物多様性国家戦略2012-2020」を平成24年に閣議決定しています。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」のポイント

1. 愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、年次目標を含めた我が国の国別目標（13 目標）とその達成に向けた主要行動目標（48 目標）を設定するとともに、国別目標の達成状況を測るための指標（81 指標）を設定。
2. 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定
—5つの基本戦略—
 - (1) 生物多様性を社会に浸透させる
 - (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
 - (3) 森・里・川・海をつながり確保する
 - (4) 地球規模の視野を持って行動する
 - (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける（新規）
3. 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載
「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、今後5年間の行動計画として約700の具体的施策を記載し、50の数値目標を設定。

2 県の動向

県では、生物多様性基本法に基づく「生物多様性やまぐち戦略」の目標を定め、計画的に施策を推進しています。

- 目標1 多様な生物系を保全・再生し、その恵みの持続可能な利用を進めます
野生動植物の生息・生育の場である森林、草原、河川、藻場・干潟など地域に固有の生態系を保全・再生するとともに、社会経済活動による影響を最小限にします。
- 目標2 希少野生動植物を守り、外来種の防除対策を進めます
県内に生息・生育する野生動植物が将来にわたり存続できるよう、希少野生動植物の保護増殖を図ります。また、外来種による生態系等への被害防止のため、優先度を踏まえ防除に努めます。
- 目標3 生物多様性の重要度を県民と共存し、主体的な行動を促進します。
生物多様性に関する取組みを進めるため、生物多様性の重要性を県民と共有し、主体的な行動につながるよう努めます。

3 本市の状況

本市の海、川、森林、農地などの多様な自然環境は、多くの動植物の生息・生育地ですが、農地や森林の荒廃などにより、動植物の生息・生育活動などにも影響を及ぼしています。

さらに、市内各所で、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクなど繁殖力

が強く再生能力も高い外来生物による生態系への悪影響が懸念されています。

一方、絶滅危惧種に指定されているナベヅルやゴギ、国蝶であるオオムラサキなどが本市に生息しており、豊かな自然環境の中で生物相互の関係を築いています。

これまで、市内各地でホタルの育成や地域清掃など、多くの市民による自然環境の保全活動により恵み豊かな生態系が守られてきました。

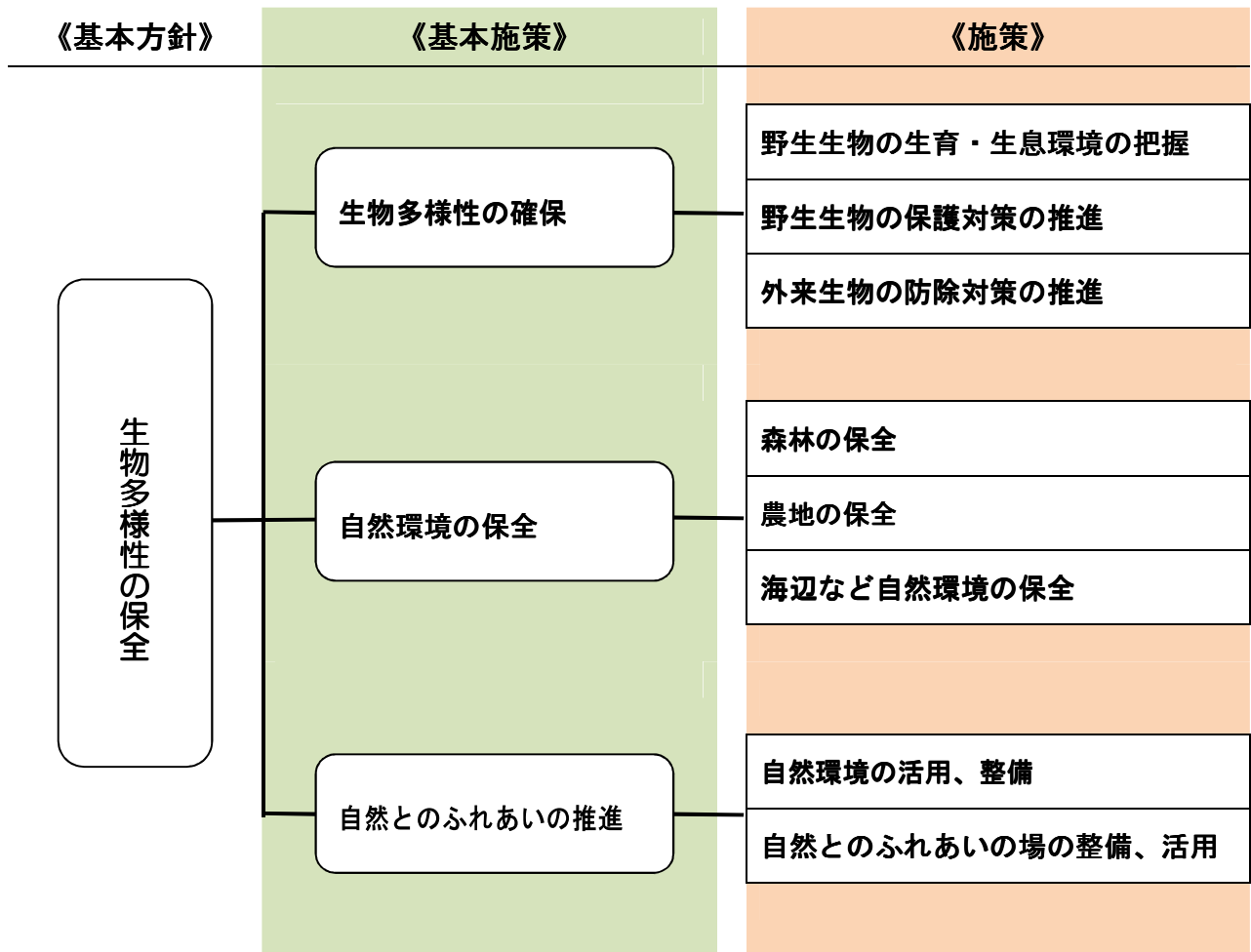
今後も生物多様性の重要性を啓発し、市民、関係団体、行政が連携し、生態系の維持や種の保存に関する取組を推進していく必要があります。

森林や農地や水辺は、生産機能の他、国土の保全、水源のかん養*、生態系の保全、地球温暖化の防止など多くの機能を有しています。このような自然の持つ多面的な機能は、農林水産業を担う地域住民によって維持されています。

しかしながら、担い手の高齢化や後継者不足により、森林や農地の荒廃が進んでいます。

これまで、地域の生活環境整備や里山の整備、ふれあいの場の整備などを実施してきましたが、さらなる施策の推進が必要です。

◆基本施策の体系



◆推進施策の展開

1 生物多様性の確保

(1) 野生生物の生育・生息環境の把握

- 市民、ボランティア団体等と協働して水生生物の生育・生息環境の実態調査を行い、現状を把握し、効果的な保護対策を推進します。
- 生物多様性に関する意識啓発の取組みを進めます。
- 「レッドデータブックやまぐち」などの活用により、県と連携し、希少野生植物種の情報収集と適切な保護を推進します。

(2) 野生生物の保護対策の推進

- 生態系との調和を踏まえたや河川の整備など野生生物の生育・生息環境の保全や再生に努めます。

- ナベヅルのねぐらや給餌田の整備など、生息環境の整備、保護ヅルの移送事業の充実を図ります。
- 化学肥料や農薬などの化学物質の適正な使用について、啓発に努めます。

(3) 外来生物の防除対策の推進

- 外来生物法により指定されている特定外来生物については、県と連携して、生息・生育状況や生態系、農林水産業、生活環境などへの影響の把握に努めます。
- 外国産ペットの野生化を未然防止するため、県と連携し、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来生物被害予防3原則の普及啓発を行います。
- ブラックバスなど従来の生態系や農林水産業などに被害を及ぼしている外来種については、県と連携し、効果的、効率的な防除、駆除に努めます。

2 自然環境の保全

(1) 森林の保全

- ① 森林の適正管理
 - 森林のもつ水源のかん養、国土の保全等の多面的機能の増進を図るため、適切な森林施業を促進します。
 - 多面的機能の低下を招く恐れのある竹林の拡大防止対策の調査・研究を行います。
- ② 森林資源の有効活用
 - これまで林内に切り捨てられていた間伐材などの資源の有効活用を図るため、搬出間伐を推進します。
 - 市内産木材の活用を図るため、公共建築物等の木造化や木質化を促進し、地域材の利用拡大に取り組みます。
 - 特用林産物の生産や販路拡大に努め、新たな特産物の開発に取り組みます。

(2) 農地の保全

- ① 多面的機能の維持・発揮
 - 日本型直接支払制度の推進をはじめ、農業・農村振興を通じて農地等が持つ多面的機能の保全を図り、営農環境の整備とあわせて集落環境の保全に努めます。
- ② 生産基盤の整備
 - 区画整理や用排水施設整備を実施するとともに、経営体に農地を集積することで、耕作放棄地の解消及び発生を抑制します。

(3) 海辺など自然環境の保全

- ① 魅力ある漁村づくりと環境整備
 - 漁船とプレジャーボートの利用調整を図るためのフィッシャリーナ施設や長田海浜公園海水浴場などの観光資源を活用した多様な利用を進め、開かれた魅力ある漁村づくりを目指します。
 - 漁港施設の改修や海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、漁村地域の環境改善を図ります。
- ② 水環境の保全
 - 市民、事業者、行政が一体となり、河川、海の水質の浄化や維持に努めます。
 - 地域の実情に応じた効率的な生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化及び適正な維持管理の徹底など生活排水対策を推進します。
 - 藻場、干潟は、水質浄化機能を有し、魚介類の産卵・生育の場としても重要であることから、国、県と連携するとともに、地域と一体となった保全に努めます。
 - 地域住民やボランティア団体、関係機関等と連携して、里山・里海や棚田、水源地域などの保全に努めます。
- ③ 身近な緑の保全
 - 「周南市緑の基本計画」に基づき、身近な緑の確保とともに、自然環境に配慮した公園・緑地等の整備・充実を図ります。
 - 公園愛護会や市民活動団体などが相互に連携したパートナーシップに基づき、安心安全で快適な公園環境を保持するため、効果的な維持管理を推進します。
 - 児童公園や農村公園などは、地域の実情を踏まえ、適切な維持管理を進めます。
 - 市民、事業者、行政が一体となった、緑のまちづくりを推進します。
 - 市民の緑化意識の更なる高揚と人材の育成を図るとともに、地域緑化活動の活性化と組織づくりへ向けた積極的な支援を行い、市民との協働による緑化を推進します。

3 自然とのふれあいの推進

(1) 自然環境の活用、整備

- ① 森林資源などの活用、整備
 - 市民と森林とのふれあいの場を提供するため、生活環境保全林などの自然公園の適正な維持管理や植栽・下刈りなどを行う森林整備ボランティア活動の推進に努めます。
 - 藻場、干潟の機能維持、回復に資する、アサリ増殖を支援します。

② 都市農山漁村交流の推進

- 自然や歴史、農林水産業、暮らしなど、地域にあるものを生かした体験や滞在できる交流活動を推進します。
- 子供たちが農山漁村で行う宿泊体験活動や体験型の修学旅行などの受入を「周南学びの旅推進協議会」と連携して推進します。
- 農業体験をはじめとした体験交流活動や農産物等の加工活動、景観づくりなどに取り組む地域を支援します。

(2) 自然とのふれあいの場の活用、整備

① ふれあいの場の充実

- せせらぎ・豊鹿里パークや大津島・海の郷などにおいて、自然体験や農業体験といった、都市と農村の交流を促進する体験交流事業を推進します。
- 徳山動物園の「動物ふれあいプログラム」等により、小動物とふれあう体験を通じ、自然と親しむ感性を育てます。
- 遊歩道、公園のユニバーサルデザインに配慮した整備、自然体験型施設等の整備に努めます。
- 「市民農園」などを活用し、都市住民等に農業生産・農業体験の場を提供します。

② 文化財の保存、活用

- 指定・登録文化財や未指定文化財に対する保護活動を進めると同時に、広報活動などを通じて積極的に市民への周知を図ります。

(平成26年3月31日現在)

	文化財の名称
国指定	①大玉スギ ②絹本著色陶弘護像 ③山口県竹島古墳出土品 ④三作神楽 ⑤八代のツルおよびその渡来地
県指定	①山田家本屋 ②式内踊 ③長穂念仏踊 ④金造菩薩形坐像 ⑤若山城跡 ⑥金梨子地菊桐紋散雲蒔絵鞍・鎧 ⑦勝栄寺土塁及び旧境内 ⑧諫鼓踊 ⑨花笠踊 ⑩安田の糸あやつり人形芝居 ⑪徳修館 ⑫潮音洞 ⑬秘密尾の氷見神社社叢 ⑭須万風呂ヶ原のエノキ ⑮建咲院什物 ⑯山崎八幡宮の本山神事
市指定	市指定の文化財は68件あります。 詳細は、周南市生涯学習課のホームページを参照ください。 http://www.city.shunan.lg.jp/section/ed-sports/ed-shogai-bunka/bunkazi/bunka_index.html

◆平成31年度までの目標

目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
	平成25年度	平成31年度	
自然環境の保全			
中山間地域等直接支払協定面積	463ha	475ha	集落・個別協定面積
多面的機能支払協定面積	516ha	580ha	集落協定面積
ほ場整備済面積	804ha	817ha	市内で区画整理された農地の面積

第4節 人づくり・地域づくりの推進

◆現状と課題

1 次世代へつなぐ環境教育

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への過度な負荷から生じています。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。

現在、私たちが直面する環境問題は、一人ひとりが取り組まなければならない問題です。

私たち一人ひとりが意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組み、これまでの市民生活のあり方を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指していく必要があります。

日々の暮らしに深く関わり、私たち自身が、家庭で、地域で、職場で、そして民間活動（NPO 活動等）の中で、問題解決に進んで取り組むことが大切になっています。

そこで、問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていく、環境教育・環境学習が不可欠となっています。

これまでに、公民館における環境講座やしゅうなん出前トーク、自然体験学習会等の環境学習の機会を提供してきましたが、実施主体や実施地域に偏りが見られます。

このため、環境教育・環境学習に関する基盤を整備するとともに、市域全体への拡充を図る必要があります。

2 国の動向

国においては、平成 15 年、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「法」という。）を策定し、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育

等の推進に取り組んでいます。

その後、「環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること。」や「国連『持続可能な開発のための教育（ESD）の10年』の動きや、学校における環境教育の関心の高まり。」などを踏まえ、

自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、平成23年、法が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改正され、その目的に、協働取組の推進が追加され、基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等が追加されています。

3 県の動向

県においては、平成17年、環境への負荷の少ない低炭素・循環、共生型の持続可能な社会づくりを目指し、環境教育・環境学習の推進を図るため、「山口県環境学習基本方針」を改定し、環境学習プログラム等の作成・提供、環境学習指導者バンク制度による多彩な学習指導者の登録・派遣に取り組まれています。

平成18年には、この方針に基づき、広く県民、民間団体等が環境の保全等に関する幅広い課題について、各主体の目的に沿って自発的に学習することを総合的に支援する拠点として、山口県セミナーパーク内に「環境学習推進センター」が整備されています。

また、第3次山口県環境基本計画第6節環境に関する人づくり・地域づくりの推進を環境教育等推進法第8条に規定する「行動計画」と位置づけ、具体的な施策を展開するとしています。

4 市の状況

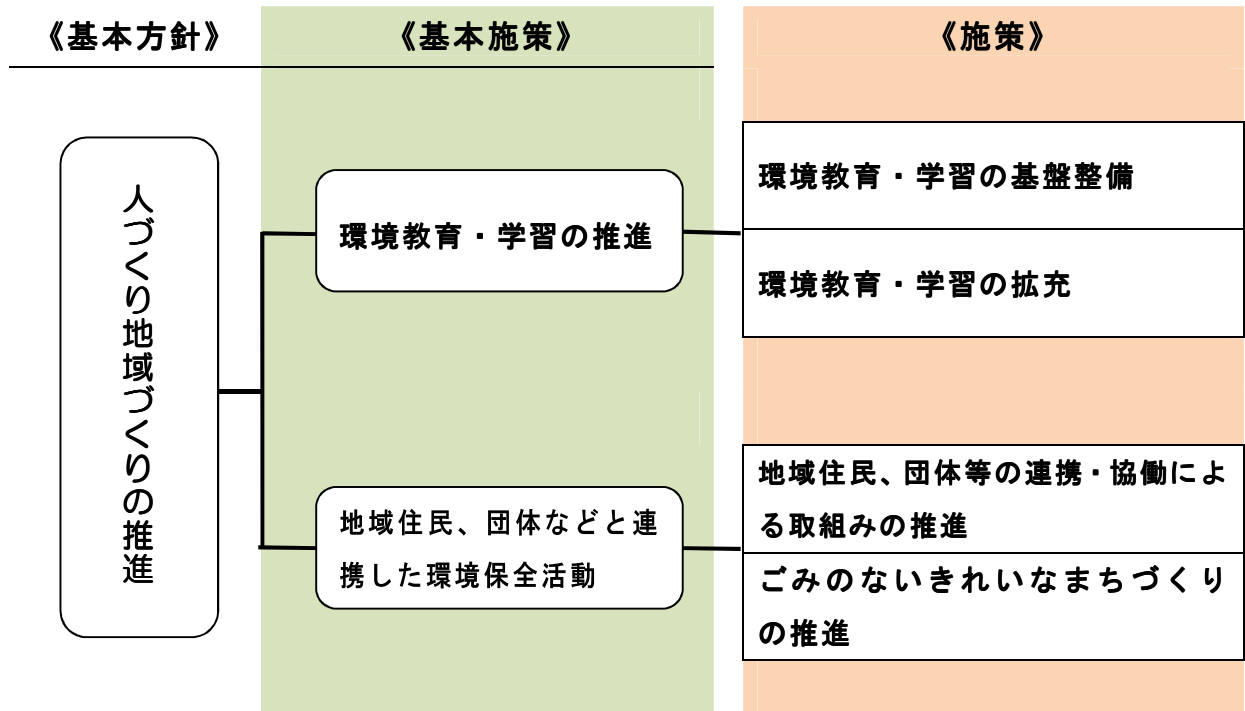
本市では、各地域で自主的に「清掃活動」、「花いっぱい運動」などの環境美化活動やほたる保護、棚田の保全など環境保全活動に取り組まれるなど地域の特色を生かした活発な地域づくり活動が積極的に展開されています。

また、平成12年にアダプトプログラムの考え方を取り入れた「クリーンネットワーク推進事業」を開始し（平成25年から「環境清掃里親制度」へ移行）、現在、56団体、1,494の方が環境美化活動をされています。

このような市内各地で展開されている「市民力」をいかした多種多様な地域活動は、本市のまちづくりにおける大きな原動力であり、「地域づくり」は、まさに「人づくり」です。

今後とも、「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」の実現を目指し、地域づくり・人づくりを推進していく必要があります。

◆基本施策の体系



◆推進施策の展開

1 環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・学習の基盤整備

- 生涯学習を推進する拠点施設「周南市学び・交流プラザ」や「(仮称)水素学習室」を整備するなど、環境教育・環境学習の基盤整備を図ります。
- 環境館において、「エコフェスタ」などイベントを開催し、ごみ減量化やリサイクル等に対する市民意識の高揚を図ります。
- 環境教育・環境学習の指導者の把握や育成に努め、市民が意欲と主体性を持って取り組める体制の整備に努めます。
- 地域や職場などで主体的に環境教育を推進できる人材育成に努めます。

(2) 環境教育・学習の拡充

- 学校において、総合的な学習の時間等を活用した、地域の特性に応じた環境教育を推進します。
- 「周南市版フィフティ・フィフティ事業」や太陽光発電の実施を通じて、

児童・生徒への環境教育の素材として活用します。

- 徳山動物園の環境学習機能を活かし、展示等において様々な環境学習ができる場として充実を図ります。
- 「樹木観察会」、「水辺の教室」などの自然とのふれあいを通じ地域の自然環境を学べる機会の創出に努めます。
- 市民や関係団体等との連携を図り、環境に関する講演会や地域の特性を活かした学習会の開催を推進します。
- 地球温暖化対策に積極的・自主的に取り組む「キッズ・エコチャレンジ」などの環境プログラムを実施します。

2 地域住民、団体などと連携した環境保全活動

(1) 地域住民、団体等の連携・協働による取組みの推進

① 住民主体の地域づくりの促進

- 地域の課題に向けて、地域住民が主体となって「考え」「選択し」「行動する」環境保全活動を推進します。

② 中核的な人材の育成

- 地域におけるごみ問題や環境活動については、それぞれ地域の実情に応じた解決を図り、そして積極的な活動を推進するため、クリーンリーダーの配置、支援を進めていきます。

③ 地域づくり推進体制の整備

- 自立した中山間地域づくりの活動の拠点となる施設については、地域のニーズに応じて、公民館等を地域独自の活動が展開できる施設へ転換するとともに、地域団体による拠点施設の運営に向けた体制づくりを支援します。
- 地域主体の景観まちづくり活動の支援と併せて、地域に特色のある景観の保全と創出を進めます。

④ 市民活動の普及啓発

- 環境保全団体の活動状況の把握に努め、各団体間の連携や交流を推進します。
- 市民や企業などの環境保全活動への関心を高めるため、活動の意義や活動内容などの情報発信を行います。

(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進

① 環境美化活動の推進

- 市民、事業者、行政が一体となった、ごみのないきれいなまちづくり

の推進体制を構築します。

- 市職員が率先し、公共施設に面した区域などのボランティア清掃活動を行います。
- 自治会、各種団体等が行う環境美化活動に対しては、指定ごみ袋の交付やごみの回収などを支援します。
- 公園愛護会や市民活動団体と連携したパートナーシップに基づき、美しく快適な公園の環境づくりを推進します。
- 環境清掃里親制度を活用し、道路や公園などの市民団体や企業が行う環境美化活動を推進します

②環境美化意識の啓発

- 清掃意識を啓発するため、大規模なイベントに合わせた清掃活動を行います。
- ポイ捨て禁止を推進するため、啓発ポスターの募集などを行います。
- 環境清掃里親制度を市広報、ホームページ、ケーブルテレビなどで周知し、登録者数の増加を目指します。
- ペットのふんの放置を防止するため、飼い方マナー向上に努めます。
- モラルの低下によるごみのポイ捨てや不法投棄の防止に努め、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報の提供や啓発に努めます。
- 放置自転車や放置自動車対策として、発生の防止や適正な処理に関する啓発に努めます。

◆平成31年度までの目標

目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
	平成25年度	平成31年度	
環境教育・学習の推進			
しゅうなん出前トーク（環境関連）の人数	761人	1,000人	
地域住民、団体などと連携した環境保全活動			
公園愛護会結成団体数	128団体	135団体	公園の清掃、除草等の維持管理を中心とした愛護会活動を行うために結成された団体数
きれいなまちづくり清掃活動参加者数	—	4,000人	大規模なイベントに合わせた清掃活動への参加者数
犬の飼い方教室・講座の受講者数	99人	600人	県職員、獣医師による教室・講座の延べ受講者数
環境清掃里親登録団体数	56団体	100団体	登録団体数

第5節 大気・水環境などの保全

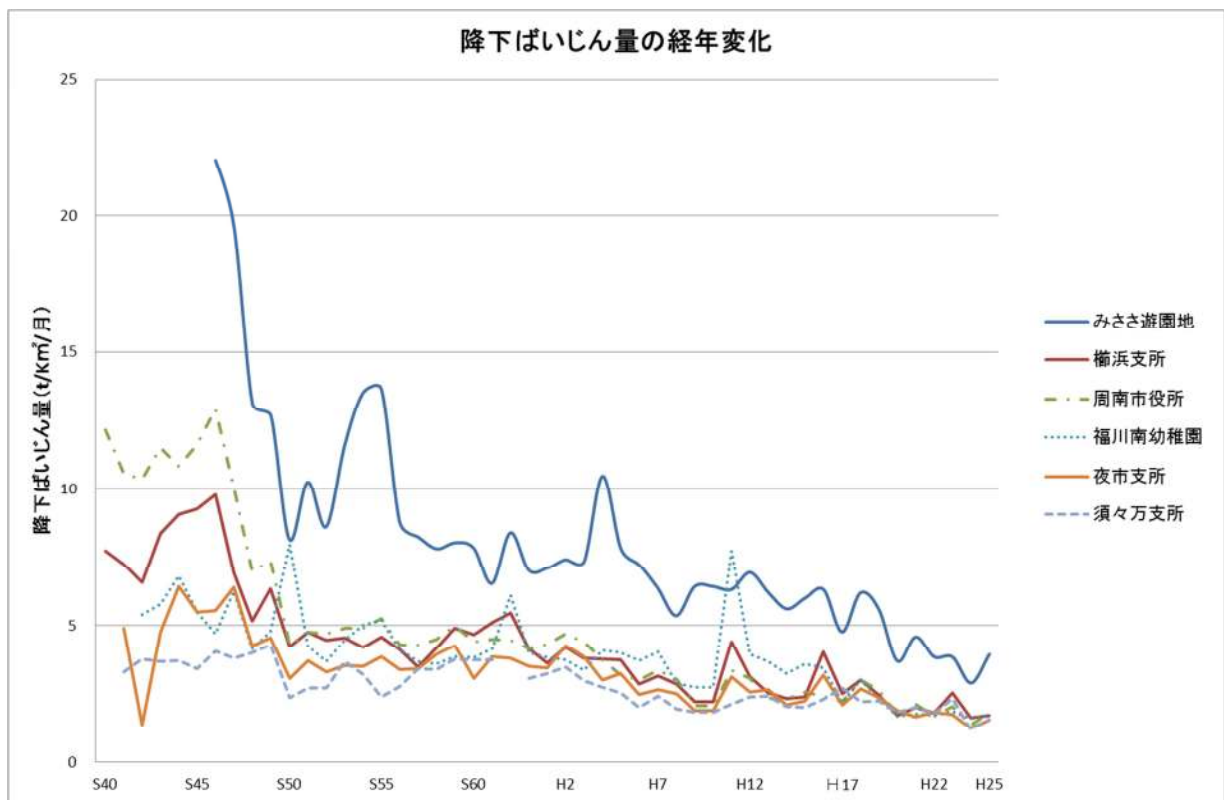
◆現状と課題

1 公害を克服

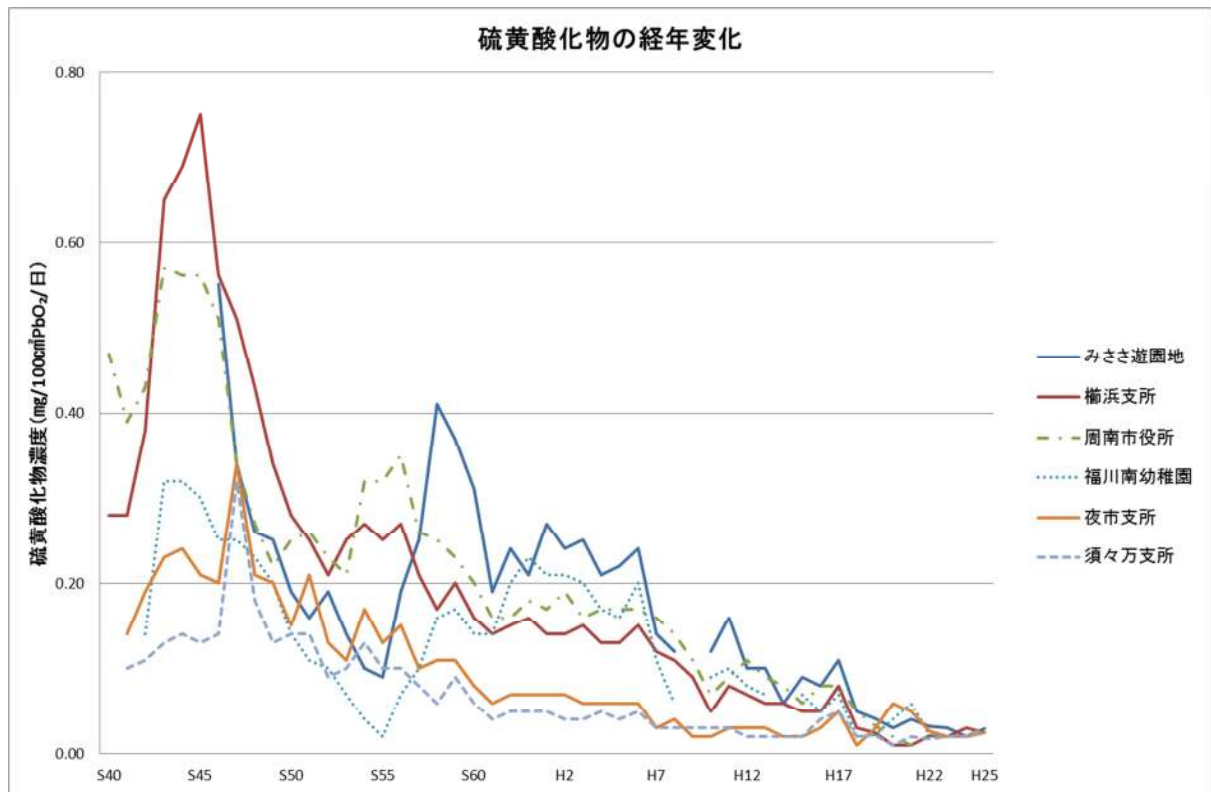
本市は、臨海部にある石油化学コンビナートとともに発展してきましたが、昭和30年代半ばから大気汚染、水質汚濁などが表面化してきました。そこで、市民、事業者、学識経験者、行政が一体となって、自主的な公害行政に取り組んでまいりました。（昭和39年、旧徳山市に「大気汚染防止対策委員会」を設置。昭和42年、旧新南陽市に「公害対策防止委員会」を設置）

その結果、大気、水質の汚れは著しく改善され、健康被害などもなく、公害の未然防止に成功したと考えられます。

また、生活様式の多様化、高度化に伴い、生活排水による河川、湖沼などの汚染については、公共下水道、農業・漁業集落排水事業の整備、浄化槽の普及に伴い、水環境は大きく改善され、今は、市街地を流れる河川もアユが生育できるほどの清流となっています。



(環境政策課まとめ、行政上の努力目標値 10 t / km² / 月)



2 地球規模で進む環境問題

私たち人間が住んでいるこの地球は、人間だけではなく他の多くの動物や植物にとってもかけがえのない場所です。

近年、世界的な経済の急速な進展、人口増加によって、自然環境への負荷が増大し、地球環境に大きな影響をもたらし、年々深刻な状況になってきています。

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、大規模な森林伐採による熱帯雨林の減少など、地球環境の変化に関わる深刻な問題は数多くあります。

こうした課題を将来の世代へ残さないためにも、環境への負荷の少ない持続可能な社会へ変えていく必要があります。

また、平成7年、当時世界銀行の副総裁であったイスマル・セラゲルディン氏は「20世紀の戦争が石油をめぐる争いとなれば、21世紀は水をめぐる争いの世紀になるだろう」と予測しています。

その後、この予測どおり、世界の水問題は深刻化し、21世紀は「水の世紀」といわれており、水環境問題は地域の汚染問題から地球的規模の問題に至るまで幅広い観点から検討する必要があります。

3 大気、水環境などの状況

(1) 大気環境

本市では、大気環境について、二酸化硫黄*、二酸化窒素*及び一酸化炭素*は、環境基準*を達成しており、また、本市で独自に監視を続けている降下ばいじん量(デポジット法)、硫黄酸化物濃度(二酸化鉛法)についても、行政努力目標値を下回っている良好な状態が継続しています。

しかしながら、浮遊粒子状物質(SPM)*、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)については、気象、黄砂等の自然的影響が考えられるものの環境基準を達成していない状況にあります。

今後も、事業所や自動車の排出ガス対策などを推進することが必要です。

○ 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)などが、太陽の強い紫外線を受けることにより光化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質に変質します。「光化学スモッグ」とも呼んでいます。

光化学オキシダントは粘膜を刺激するため、「目がチカチカする」、「のどが痛い」などの症状を起こすほか、頭痛、はきけ、息苦しいなどの症状が出るといわれています。

○ PM2.5

PM2.5は、大気中に浮遊する粒子状の物質のうちでも特に粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質をいい、燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされています。

微小な粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されています。

(2) 水環境

本市は、北に中国山地が広がり、南は瀬戸内海を臨んでいます。

港を見下ろす太華山の山頂に歌人・与謝野鉄幹の句碑があります。

「彼のあたり 二十の前の我を知る 蛇島 仙島 黒髪の島」

島々に囲まれ、水深に恵まれ、「鼓海」と呼ばれた天然の良港の美しさ・素晴らしさをしたためたものです。

また、平成の名水百選として知られる「潮音洞・清流通り」をはじめ錦川水系、佐波川水系、島田川水系のほか市街地を流れる夜市川、富田川、東川など豊かな水環境に恵まれています。

水環境の改善とともに、「長穂地区」をはじめ「渋川」、「大潮」、「大道理」、「中須」、「須金」など各地で「ホタル祭り」が開催され、大変盛況となっています。

今日では、あたりまえになった「ホタル」のある風景ですが、何十年も前は、環境汚染によりホタルが見られなくなった時期もありました。

公共下水道、農村・漁村集落排水事業の整備や浄化槽の普及などの生活排水対策

を進めてきたことのほか、地域をあげてホタルを再生しようとする地道な活動が、実を結び、せせらぎの中に幻想的に乱舞するホタルが復活したのだと思います。

しかしながら、海域や湖沼においては、環境基準を達成していない項目があり、今後も生活排水対策などを推進し、良好な水環境を保全することが必要です。

(3) 騒音・振動対策

静かな環境は、快適で健全な生活を営むために、欠かすことのできないものです。

騒音・振動は、自動車、事業所、工事現場などのほか、深夜営業騒音や日常生活に起因する近隣騒音など、その発生源は多種多様です。

本市では、騒音・振動に関する環境基準は概ね達成されているものの、法令などの規制を受けない事業活動や近隣騒音などへの苦情が多く寄せられていることから、今後も事業者や市民の意識啓発を図るとともに、騒音・振動被害の防止や近隣住民の快適で健全な生活の確保に努めていく必要があります。

(4) 悪臭対策

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。

一般的に、「よいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。また、においには個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人には良いにおいとして感じられても、他の人には悪臭に感じるということもあります。

よく事業者は自社からのにおいに嗅ぎ慣れてしまっているため、そのにおいで困っている人がいることに気がつきませんが、迷惑だと感じる人がいれば、そのにおいは「悪臭」なのです。

最近の悪臭苦情の傾向をみると、これまで大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、飲食店などサービス業からのいわゆる都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が増加しています。

この背景には、これまで気にしていなかった、「ものを燃やすにおい」や「食べ物を調理するときに出るにおい」をくさいと感じるなど、人々のにおいに対する意識がより敏感になってきたことが考えられます。

本市においても、同様な傾向にあり、近隣からの悪臭苦情が多くなっています。

このため、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努める必要があります。

(5) 土壌汚染対策

土壌は、水や空気と同じように、私たち人間を含んだ生き物が生きていく上で、なくてはならないものです。土壌は、地中にある生き物が生活する場であり、土壌に含まれる水分や養分が、私たちの口にする農作物を育てます。

土壌汚染とは、こういった働きを持つ土壌が人間にとって有害な物質によって

汚染された状態をいいます。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまったり、有害な物質を含む液体を地下にしみ込ませてしまったりすることなどが考えられます。また、土壤汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

全国的には、土壤汚染の調査件数とともに、土壤汚染が見つかるケースが増加しており、引き続き、監視を続けていく必要があります。

(6) オゾン層保護・酸性雨等対策

① オゾン層対策

オゾン層は、太陽からの有害な紫外線のほとんどを吸収し、私たち地球上の生物にとっていわば「宇宙服」のような役割を果たしています。

オゾン層の破壊は、地表に到達する有害な紫外線の量が増加し、皮膚がんや白内障の増加といった人の健康や生態系へ影響を及ぼすことが懸念されています。

その原因物質であるフロン類は温室効果が高く、地球温暖化の原因物質でもあり、引き続き、フロン類対策が必要となっています。

② 酸性雨対策

雨に、工場等のばい煙や自動車の排気ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物から変化した硫酸イオンや硝酸イオンが取り込まれることにより、酸性度が高まり、pH 5.6 以下の状態を酸性雨といいます。

酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中に放出されてから酸性雨として降ってくるまでに、国境を越えて数千kmも運ばれることがあることから、地球環境問題の一つとされています。

酸性雨により、河川や湖沼が酸性化して魚類などに影響を及ぼしたり、土壤が酸性化して植物の成育不良の原因となるといわれています。

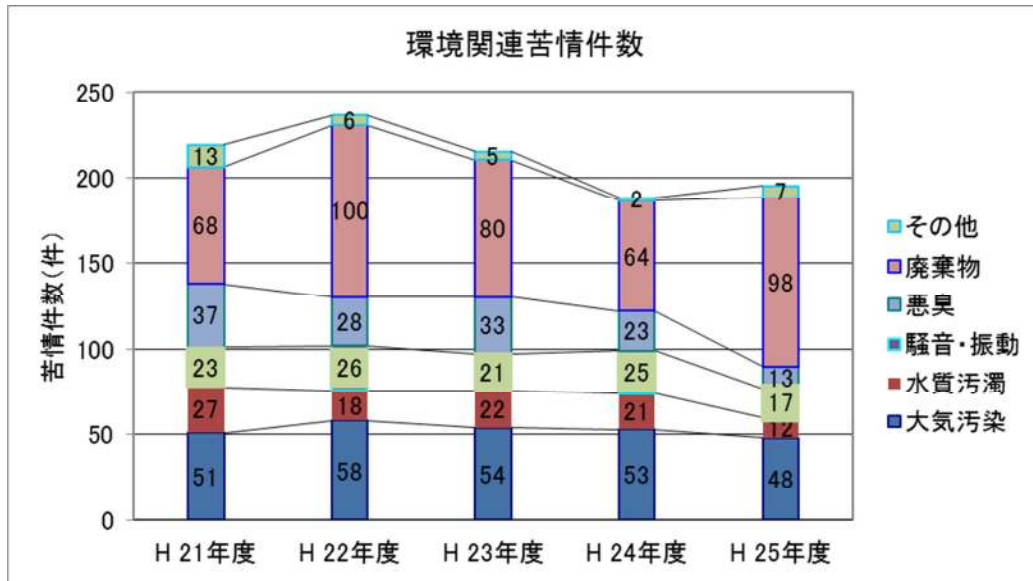
本市においても、雨水のpHは 5.0～5.3 の範囲で推移しており、引き続き、酸性雨対策が必要です。

(7) 環境汚染の未然防止

① 環境関連の苦情

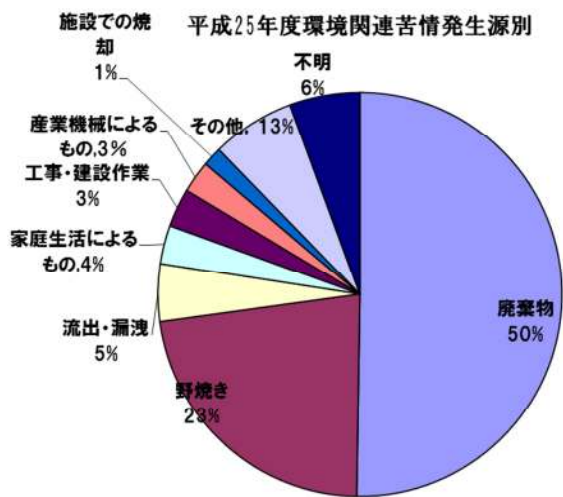
環境関連の苦情については、平成 25 年度 195 件で、発生源別には廃棄物 50%、野焼き 23%の順であり、事業活動に伴うものより生活関連に伴うものが多い状況にあります。

健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、市民一人ひとりがそれぞれの責務に応じた役割分担を自主的かつ積極的に担っていくことが必要です。



② 化学物質等の適正管理

私たちの身の回りには、金属や化学物質から作られたさまざまな製品があり、私たちの生活になくてはならないものになっています。これらの製品やその原材料を作る際にも、使う際にも、さらにはそれらの製品が廃棄物となったものを処理する際にも、さまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されています。

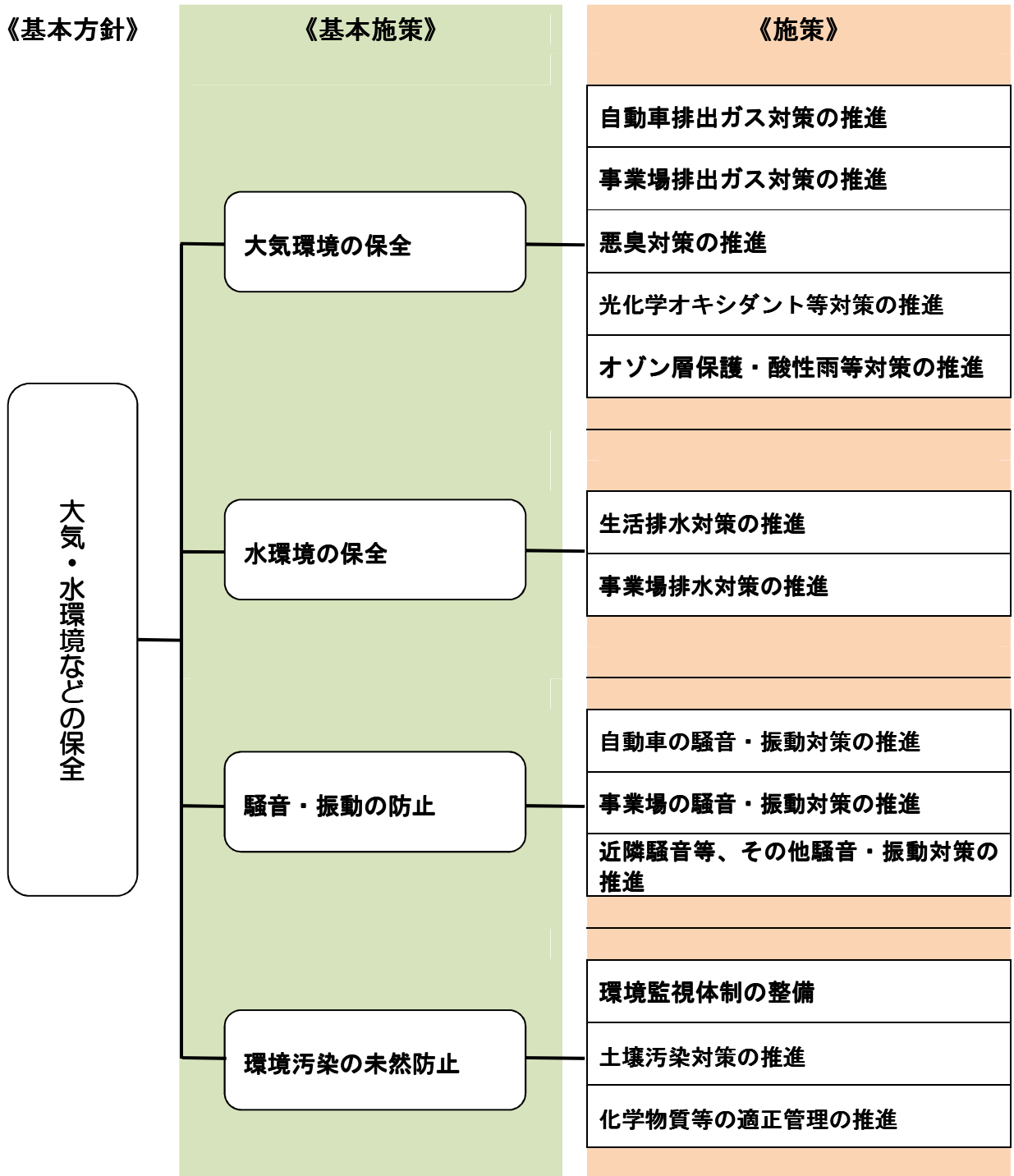


このような化学物質の適切な管理には、化学物質に固有の有害性の程度と人や生物への暴露のレベルを考慮し、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）をできるだけ少なくすることが基本となります。

しかし、その環境リスクは科学的に完全には解明されていない状況にあります。

化学物質は、多様な用途に用いられ、製造・輸入から使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクルの各過程で環境に排出される可能性があり、その有害性や環境中での挙動も一様でないことから、化学物質の特性に応じて化学物質の適正管理を推進することが必要です。

◆基本施策の体系



◆推進施策の展開

1 大気環境の保全

(1) 自動車排出ガス対策の推進

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）や非メタン系炭化水素（NMHC）などの削減を図るため、公共交通機関の利用促進や電気自動車、水素自動車など次世代自動車の普及促進などに取り組みます。

(2) 事業場排出ガス対策の推進

工場・事業場からの排出ガスについては、引き続き、大気汚染防止法、県公害防止条例により排出規制や排出低減を図ることとされています。

本市においては、コンビナート企業と環境保全協定を締結し、自主的な環境対策を進め、公害の未然防止に努めてきましたが、今後も、引き続き大気環境の保全に取り組みます。

このため、健全な大気環境を保つため、引き続き降下ばいじん量、硫黄酸化物などの監視をするとともに、事業所や企業について、環境負荷の少ない設備の導入、燃料使用量の効率化、良質燃料の使用を促進します。

(3) 光化学オキシダント等対策の推進

光化学オキシダント及びPM_{2.5}については、山口県大気汚染緊急時措置要綱により策定した、「オキシダント注意報等発令時対応マニュアル」により、市民への迅速できめ細やかな情報提供など健康被害発生の防止に努めます。

(4) 悪臭対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、法令に基づき、排出規制の周知や適切な指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

(5) オゾン層保護・酸性雨等対策の推進

オゾン層を破壊する原因物質であるフロン類は温室効果が高く、地球温暖化の原因物質でもあり、引き続き、フロン類の回収及び適正処理を推進します。

また、酸性雨対策として、引き続き、事業所や自動車の排出ガス対策を推進します。

2 水環境の保全

(1) 生活排水対策の推進

生活排水による水質汚濁を防止するため、平成25年に改定した「周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」により、地域の特性に応じ、公共下水道、農業・漁業集落排水事業及び浄化槽整備事業など生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。

また、平成19年度、農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省からの通達「人口減少等の社会情勢の変化をふまえた汚水処理整備手法の見直し」を受け、集合処理区域を見直し、個別処理が有利な地域は、公共下水道などから浄化槽などの個別処理への移行を図っていきます。

このため、公共下水道計画区域外となった区域については、区域外となったときから3年後の年度末までの間、浄化槽設置費の9割を補助するなど、浄化槽の整備を推進します。

また、公共下水道計画区域内の整備の推進を進めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進するための支援、啓発に努めます。

地区別生活排水処理状況（平成26年3月31日現在）

地区別	人口	公共下水道	集落排水	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り	自家処理
徳山	97,897人	77,676人	4,196人	4,817人	5,494人	4,735人	979人
新南陽	31,410人	29,286人	184人	371人	1,057人	414人	98人
熊毛	16,065人	12,428人	434人	1,411人	615人	931人	246人
鹿野	3,536人	1,777人	0人	996人	248人	443人	72人
計	148,908人	121,167人	4,814人	7,595人	7,414人	6,523人	1,395人

（環境政策課まとめ）

(2) 事業場排水対策の推進

工場・事業場からの排出水については、引き続き、水質汚濁防止法、県公害防止条例により排出規制や排出低減を図ることとされています。

本市においては、コンビナート企業と環境保全協定を締結し、自主的な環境対策を進め、公害の未然防止に努めてきましたが、今後も、引き続き水環境の保全に取り組みます。

このため、引き続き、環境保全協定に基づく細目協定値の監視、水質汚濁の防止に努めます。

3 騒音・振動対策の推進

(1) 自動車の騒音・振動対策の推進

① 監視体制の整備

県と連携し、広域的な自動車騒音・振動の状況把握と監視体制の整備に努めます。

② 騒音・振動対策の推進

遮音壁の設置、植樹帯の設置や低騒音舗装の整備を推進するとともに、交通の流れの分散化、円滑化を図り、エコドライブの推進に努めます。

また、騒音・振動の少ない燃料電池自動車、電気自動車など次世代型自動車の普及啓発を図ります。

(2) 事業場の騒音・振動対策の推進

工場・事業場や特定建設作業からの騒音・振動については、引き続き、騒音規制法、振動規制法に基づき、指導や順守の徹底を図ります。

本市においては、コンビナート企業と環境保全協定を締結し、自主的な環境対策を進め、公害の未然防止に努めてきましたが、今後も、引き続き騒音・振動対策に取り組みます。

このため、引き続き、環境保全協定に基づく細目協定値の監視、騒音・振動対策に努めます。

(3) 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

人は人との関わりの中で暮らしています。マンションやアパートなどの集合住宅では、壁1枚へだてて隣の生活があります。自分の出した音が、まわりの人に迷惑をかけていることもあります。ちょっとした気づかい・気づかりで、周囲にやさしい音環境をつくりだすことができます。

近隣騒音などを防止するため、モラルやマナーの向上を図るための啓発を行います。

4 環境汚染の未然防止

(1) 環境監視体制の整備

国では、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準を定めています。環境基準は、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

これらの監視に加え、大気汚染防止法第2条第13項に規定する有害大気汚染物質なども引き続き監視していく必要があります。

今後も、県と連携し、監視体制を整備、充実するなど、環境保全に努めます。

また、本市においては、コンビナート企業と環境保全協定を締結し、自主的な

環境対策を進めてきましたが、今後も、引き続き、大気、水質、騒音など細目協定値の監視に努めます。

(2) 土壌汚染対策の推進

土壌は、私たち人間を含んだ生き物が生きていく上で、なくてはならないものであり、引き続き、県と連携し、汚染された土壌による健康被害を防ぐため、適切な指導に努めます。

(3) 化学物質等の適正管理の推進

化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、「化学物質排出把握管理法」に基づくP R T R制度^{*}（Pollutant Release and Transfer Register、化学物質排出移動量届出制度）などを活用し化学物質の適正な管理や排出削減対策に努めます。

また、ダイオキシン類等による汚染を未然防止するため、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、県と連携した事業場の監視、指導の徹底を図ります。

農薬による環境の汚染、人や動植物に対する被害、農薬残留など、農薬使用に伴う危害の防止に努めます。

◆平成31年度までの目標

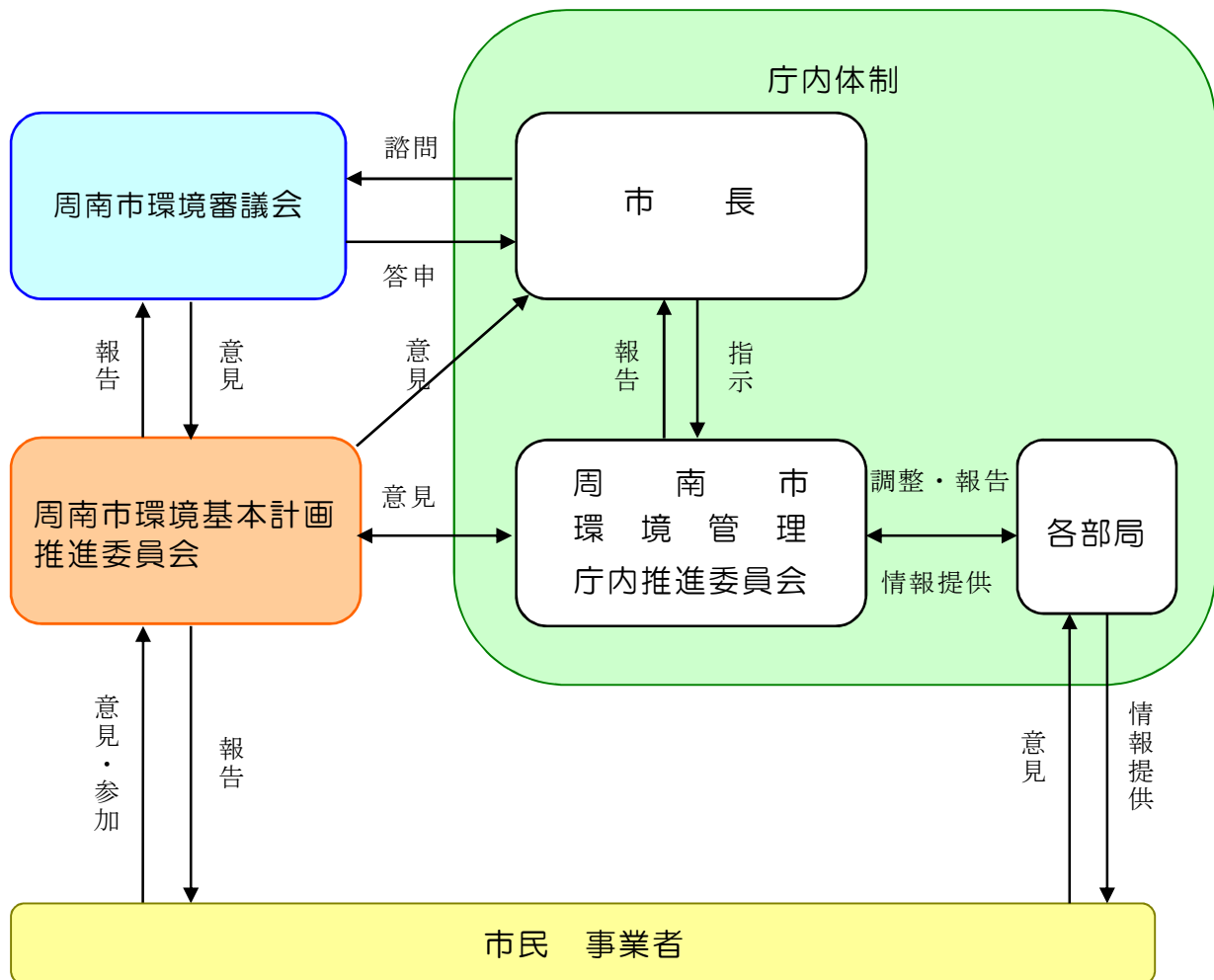
目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
	平成25年度	平成31年度	
大気、水質の環境基準の達成・維持 ○大気関係 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・一酸化炭素 ○水質関係 <ul style="list-style-type: none"> ・海域（COD） ・河川（BOD） ・湖沼（COD） ○騒音関係 <ul style="list-style-type: none"> ・環境騒音（一般地域） ・自動車騒音 	100% 100% 100% 67% 100% 75% 50% 91%	100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	環境基準達成率、出典： 山口県環境白書 ※二酸化硫黄は長期の環境基準
生活排水処理率	89.7%	93.8%	$\frac{\text{行政区域内人口} - \text{非水洗化人口} (\text{計画収集人口} + \text{自家処理人口}) - \text{単独処理浄化槽人口}}{\text{行政区域内人口}}$

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本市では、環境基本計画を着実に推進し、本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ未来へはばたくまち 周南」を実現するため、引き続き次の推進体制により取り組んでまいります。



第2節 計画の進行管理

本計画に掲げられた基本施策・施策を総合的かつ計画的に推進していくため、施策の実施状況や環境の状態を把握し、適切な進行管理が必要です。

このため、周南市環境基本計画推進委員会において、逐次、現状の環境状況を把握し、基本施策・施策の進捗状況の点検、見直しに努めることとしています。

そして、その状況及び施策の進捗状況を毎年度、「周南市の環境(年次報告書)」としてまとめ、環境審議会へ報告するとともに、冊子、ホームページ等を通じて公表し、市民への周知を図ります。

